

平成24年第3回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成24年6月13日(水曜日)

議事日程 第1号

平成24年6月13日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 請願・陳情文書表
- 日程第 5 発議第 6号 議員派遣の件について
- 日程第 6 報告第 4号 平成23年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 5号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 6号 一般財団法人みなかみ農村公園公社の経営状況の報告について
報告第 7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 66号 みなかみ町町組集会施設新築工事請負契約の締結について
議案第 67号 平成24年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(8t級)購入契約の締結について
- 日程第 10 議案第 68号 みなかみ町暴力団排除条例について
- 日程第 11 議案第 69号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 70号 みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 71号 みなかみ町印鑑条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 72号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 13 議案第 73号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 14 一般質問
- 林 一彦 君 . . . 1. まちづくり交流課設置の意図・経緯・展望について問う。
- 島崎栄一 君 . . . 1. 家庭用ゴミ袋について
- 中島信義 君 . . . 1. 地区、町民より提出される要望書、陳情書、請願について、基本的な考えをお伺いします。
2. 駅名変更について町長のお考えをお伺いします。

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	小林	洋君	2番	内海	敏久君
3番	中島	信義君	4番	前田	善成君
5番	阿部	賢一君	6番	林	一彦君
7番	山田	庄一君	8番	河合	生博君
9番	林	喜美雄君	10番	原	澤良輝君
11番	島崎	栄一君	12番	高橋	市郎君
13番	久保	秀雄君	14番	小野	章一君
15番	中村	正君	16番	河合	幸雄君
17番	鈴木	勲君	18番	森	下直君

欠席議員 なし

会議録署名議員

9番	林	喜美雄君	11番	島崎	栄一君
----	---	------	-----	----	-----

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸	良昌君	副町長	鬼頭	春二君
教育長	牧野	堯彦君	総務課長	篠田	朗君
総合政策課長	青木	寿君	税務課長	石坂	和利君
会計課長	永井	泰一君	町民福祉課長	青柳	健市君
子育て健康課長	関	章二君	環境課長	須藤	信保君
上下水道課長	杉木	清一君	農政課長	高橋	正次君
観光課長	真庭	敏君	まちづくり交流課長	宮崎	育雄君
地域整備課長	増田	伸之君	教育課長	柳	健君
水上支所長	中島	直之君	新治支所長	岡田	宏一君

開 会

午前9時 開会

議 長（森下 直君） 開会をいたします。

暑い関係で脱着は自由にしてください。

町長あいさつ

議 長（森下 直君） 本定例会に際し、町長よりあいさつの申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 平成24年6月定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

5月の臨時議会において議長、副議長の交代のほか、各委員会も新たに構成され、改めて新体制のもとでの開会となったわけでございます。また、新しい議会構成のもと、各委員会では早速重要懸案事項についてのご議論や現地調査をいただくなど、熱心に活動をいただいております。それ以外にも、町の行事や地域の住民の活動などにも議員の方々に積極的に参画いただき、感謝申し上げるところであります。また副議長におかれては、副町長とともに先方からの招へいに応じる形で、中国浙江省・寧波市に自治体間の交流活動として訪問いただきました。

さて、改めて申し上げるまでもないことではございますが、地方分権が進展し、従前の機関委任事務の多くが自治事務となり、議会による審査権や条例制定権の制限が少なくなってきました。議会の条例制定や長の執行に対する審査など、合議機関としての議会の役割はますます重要になってきていると理解しているところであります。

憲法は、地方自治体については二代表制を定めており、合議体としての議会が独任制の長と並立する形になっております。地域の個性の発揮や地域の自立がますます求められる現在、町民の公共福祉の維持発展のためには、改めて議会の企画立案、政策展開能力の向上と発揮が重視されているところであります。

ところが一方で、昨今、ややもすると二代表制を否定するかのような動きがあり、国民の耳目も集めておりますし、一部の国民、住民からは肯定的な評価を受けております。具体的に申し上げますと、長が議会の判断をみずからの判断に一致させることを目的として地域政党を組織し、みずからが党首となるなどの動きが顕在化しております。これらのことは、憲法の想定する2つの権威が並立し、あるいは牽制関係を構築する中で、民主主義を実現しようというものを否定する手段になってしまうというふうに感じているところです。あくまでも我が国憲法の想定する合議体としての議会と、長の競争関係、二代表制の堅持を意識的に誠実に追求していくことが、ますます重要になってきていると考えているところでございます。

したがいまして、議会と切磋琢磨し、町民の公共福祉の増進のために努力していく所存でございますので、議員各位並びに議会総体としてのご協力とご尽力をお願いする次第であります。

次に、議会の政策立案や企画策定に必須の調査費経費について言及させていただきたいと思えます。

国会は、唯一の立法機関という位置づけもあり、国会議員には立法事務費が支給されております。それに比べ、広域自治体であろうと、基礎自治体であろうと、立法事務費は認められておりません。そのかわり、政務調査費という性格づけの余りはっきりしない経費が会派もしくは議員に支給できるという制度になっております。群馬県内を見ますと、町村において議員の政務調査費を計上している自治体はまだないという状況であり、我が町が率先して計上するという点については、まだ慎重であるべき時期かとも感じているところではあります。

したがいまして、議員各位の政策立案に関する調査研究費をどのような手法で確保すべきなのか苦慮しているところではございますが、現在のところ、若干の経費のみ議会費に計上し、本格的な調査に必要な経費は関連する事務費として事業予算に計上しているところではあります。

したがいまして、形の上では業務執行上に必要な調査研究活動に議員の派遣をお願いする形となってしまっておりますが、決して議会の活動方向を執行側が規定しようとしているわけではございません。今後とも十分な事前の打ち合わせに基づいて計上していきたいと考えております。その後、進め方が定着した段階でわかりやすい予算計上に変更していくのが適切かと考えているところではあります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告4件、諮問2件、契約締結2件、条例等5件、補正予算1件でございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。慎重なるご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（森下 直君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

9番 林 喜美雄 君
11番 島 崎 栄 一 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（森下 直君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月13日より、3月22日までの10日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月22日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（森下 直君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の報告をいたします。

5月17日の臨時議会において、議員各位のご協力のもと、議長に就任し、連日忙しい毎日を過ごさせていただいております。5月28日には利根沼田県民局において利根地方総合開発協会の総会が行われ、平成24年度利根地方総合開発協会事業計画等6議案が上程され、すべて原案可決されております。

また、5月29日、30日には東京のメルパルクホールにおいて、全国町村議会議長会による正副議長研修会が行われ、利根郡より4名の町村議会議長が参加し、埼玉県嵐山町議会議長の長島邦夫氏の町村議会活性化事例や、今後の町村議会のあり方と自治制度と題したシンポジウムや講演会が行われました。

次に、議会だより編集特別委員会委員の補欠選についてご報告いたします。5月17日臨時議会終了後、議会だより編集特別委員会委員長鈴木 勲君より、当委員会辞任の届出が提出されました。議会閉会中のため、みなかみ町議会委員会条例第13条第2項ただし書きの規定により、議長が許可をいたしました。このことにより、後任者を補欠選任することとなり、前田善成君を選出したもので報告いたします。

また、6月11日には、議会だより編集特別委員会が開かれ、委員長には阿部賢一君、副委員長には中島信義君が選出されましたので、あわせてご報告いたします。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議 長（森下 直君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成24年第3回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第2号	地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情	群馬県高崎市栄町6-41 国土交通労働組合関東建設支部群馬県協議会 議長 黒澤 教吉	平成24年 5月21日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>地方整備局は、災害の発災直後から市町村と一体となって迅速かつ懸命に復旧活動を行い、防災・減災に対する「国の責任」を果たしてきました。しかし政府は、「地域主義戦略会議」において「関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする」などを骨子とした特例法の法案化作業を進めています。</p> <p>基礎自治体の意見を十分踏まえることなく、「地方整備局」の事務・権限を地方に移譲することは、国が自ら責任を放棄し、地方自治体へ押し付けることになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、国民の「安全・安心」と公平で公正な行政サービスを脅かすこととなり、決して有益とはなりません。こうしたことから、国土交通省地方整備局と事務所・出張所で実施してきた事業や役割を引き続き継続して実施し、国民の安全で安心な生活を確保するためには、国の出先機関として存続することが不可欠です。</p> <p>よって、以上の陳情要旨にご理解をいただき、貴議会から政府及び関係機関に対して、次の事項について意見書を提出されることを陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 必要な公共事業については引き続き国がその責任において実施することとし、群馬県内にある国土交通省地方整備局の事務所・出張所を存続させること。 国の出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、基礎自治体の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応をおこなうこと。 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理や防災関連予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な管理をおこなうこと。 		

陳情 (H24.6)

議 長（森下 直君） 所管の委員会に付託いたしますので、ご報告いたします。

日程第5 発議第6号 議員派遣の件について

議 長（森下 直君） 日程第5、発議第6号、議員派遣の件についてを議題といたします。
本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。
よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6 報告第4号 平成23年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第5号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（森下 直君） 日程第7、報告第4号、平成23年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第5号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまで、以上2件を一括といたします。
町長より、報告の説明を求めます。
町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 報告第4号及び報告第5号について、一括してご説明申し上げます。
いずれも繰越明許費についてその額が決定いたしましたので、地方自治法第146条第2項によりご報告するものであります。
報告第4号については、繰り越し事業数が19事業で、総事業費は6億846万4,000円となりました。繰り越しの事由別に申し上げますと、第1に国の補正予算に対応し、予算措置した事業において、工期が短期間であるため年度内に事業完了できなかったものが6款農林水産業費の農業体質強化基盤整備促進事業の1事業であります。
第2に、降雪等冬期間のために工事が執行できず、繰り越したものが11款災害復旧費の土木施設災害復旧事業の1事業であります。
第3に、年度末に近い時期の補助交付申請等により、工期が短期間であるため、年度内に完了できなかったものが7款商工費の住宅新築改修等補助事業の1事業であります。
第4に、事業関係者との協議、または調整に不足の日数を要したため繰り越したものが2款総務費の新エネルギー事業、6款農林水産業費の小規模土地改良事業、中山間地域総

合整備事業、史跡調査事業、7款商工費の町営温泉施設劣化診断事業、諏訪峡遊歩道整備事業、8款土木費の町道補修工事事業、町道悪戸関口線道路改良事業、町道羽場湯宿線改良事業、橋梁長寿命化事業、まちづくり交付金事業、道整備交付金事業、街なみ環境整備事業、狭あい道路拡幅整備事業、9款消防費の消防施設整備事業、災害対策事業の16事業であります。

次に、報告第5号についてご報告申し上げます。

これは、上牧、木の根地区の公共下水道において、関係機関との調整に不足の日数を要したため繰り越したものであり、繰り越し額は1,679万6,000円となりました。

以上、いずれもやむを得ない事情により繰り越したものであり、ご理解賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（森下 直君） 以上で報告第4号、平成23年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第5号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまで終わります。

日程第7 **報告第6号** 一般財団法人みなかみ農村公園公社の経営状況の報告について
 報告第7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（森下 直君） 日程第7、報告第6号、一般財団法人みなかみ農村公園公営の経営状況の報告について及び報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまで、以上2件を一括報告といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 報告第6号及び報告第7号について、一括してご説明申し上げます。

最初に報告第6号、一般財団法人みなかみ農村公園公社の経営状況の報告についてご報告申し上げます。

このたび新治農村公園公社は、公益法人制度改革に対応し、平成24年4月1日をもって一般法人法に基づく一般財団に移行し、名称も新治農村公園公社からみなかみ農村公園公社に改称しました。また、新役員の構成は評議員5名、理事5名であります。理事長は新巻のリンゴ専業農家の江口喜好さん、業務執行理事には前理事長の阿部行雄さんです。契約書等の権利義務はそのまま新法人が継承するところであります。

標題につきましては、一般財団法人みなかみ町農村公園公社の経営状況報告となっておりますけれども、今回報告いたしますのは平成23年度事業でございますので、新治農村公園公社の23年度の経営状況についてご報告するということとなります。

それでは、公社から報告を受けました第19期の事業報告並びに会計報告により、その内容について概略を申し上げます。

公社事業には、公益事業と収益事業とがありますが、公益事業を一般会計、収益事業を

豊楽館会計、桃李館会計、遊神館会計に分けて事業を行っているところであります。一般会計の主な事業は、美しい村づくりを推進する中で、パンジー苗1万2,000本を育成し、たくみの里地内及び公共施設に配布し、美しい村づくりに努めているところです。大峰育成牧場の管理運営業務は例年どおり実施し、畜産振興が円滑に推移するように努力しております。農業関係では、パンジー、桜桃、高設イチゴの栽培を実施いたしました。

次に、豊楽館会計であります。来場者数39万人で前年対比100%であり、事業収入では2億1,270万円で、前年対比101.1%の実績でありました。その中で、農産物の直売では6,701万円で対前年比92.8%、ヨーグルトの販売は3,789万7,000円で、対前年比122.5%の売り上げでありました。

次に、桃李館会計であります。入館者数では3万3,906人で対前年比89%でした。事業収入は果物のもぎとり、入園料、ジャムづくり体験、パンづくり体験、バーベキュー、各種加工品、地域内の生乳を使用したアイスクリーム、農産物の直売等で事業収入は6,814万6,000円で対前年比95%の実績となっております。

次に、遊神館会計についてですが、町からの委託業務といたしまして、受付業務、清掃業務、施設維持業務の受託、及び飲食の提供を行っております。入館者数は7万7,313人、前年同時期との対比では104.8%であります。売り上げでは4,884万5,000円で、前年同時期との対比では114.1%でありました。また、商工会が経済産業省の補助を受け、買い物弱者支援のために設置したミニスーパー入恋横町の売り上げは987万8,000円でありました。詳細については、今会期中に各議員に対し、公社から直接ご説明を申し上げますので、その際、十分ご検討くださるようお願い申し上げます。

以上が一般財団法人みなかみ農村公園公社の経営状況の報告となります。

続いて、報告第7号でございますが、平成23年度の事業概要につきましては、保有用地の事業収益につきましては、名胡桃城址保存整備事業用地4万5,754平米の残り4,232平米と町依頼の月夜野地区集舎施設用地について、町に売り渡しを行い精算し、土地の引き渡しをいたしました。また、特別養護老人ホーム用地については、計画に基づき順次売却しているところであります。

次に、決算状況でございますが、損益計算書をごらんください。事業収益から事業原価を差し引き事業総利益として5万4,548円となっております。販売費及び一般管理費が598万4,025円かかり、事業損失は592万9,477円となっております。また、事業外収益として1,172万4,831円、事業外費用が573万4,269円となり、当期純利益が6万1,085円となっております。貸借対照表であります。資産の部は流動資産のみであり、資産の合計は7億1,303万2,202円であります。

次に、負債の部ですが、負債合計は7億92万円あり、短期借入金1億8,200万円、長期借入金が5億1,892万円となっております。

次に、資産の部ですが、基本金の500万円と前期繰り越し準備金705万1,117円、当期純利益6万1,085円を合わせ資本合計は1,211万2,202円となり、負債資本合計は7億1,303万2,202円となりました。

経営状況については以上であります。うらのりの里の分譲については分譲促進のため分

譲価格の改定を行うこととし、22年度中より地元関係者との協議を行っていましたが、本年3月に価格改定に同意する旨の回答をいただきました。早急にうらのりの分譲促進計画を立て、販売促進に伴う強化策といたしまして、公園用地の整備、モデル住宅の建築等を初め、みなかみ町の観光宣伝も兼ねてのホームページの更新、プロモーションビデオ、PRパンフレットの作成のほか、利根沼田地域の新聞折り込みによる配布や首都圏への広報活動を行うこととなっております。

以上、土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。

議長（森下 直君） 以上で報告第6号、一般財団法人みなかみ農村公園公社の経営状況の報告について及び報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまで終わります。

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（森下 直君） 日程第8、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 諮問第2号及び諮問第3号について、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものであります。一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第2号についてでございますが、現在人権擁護委員として昭和47年よりご活躍いただいておりますみなかみ町湯原985番地の堪山泰賢さんが平成24年6月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格、見識にすぐれておりますみなかみ町湯原985番地、堪山泰賢さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号でございますが、人権擁護委員として平成18年よりご活躍いただいておりますみなかみ町湯宿温泉594番地の2、大川弘志さんが平成24年9月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格、見識にすぐれておりますみなかみ町羽場760番地55の中島智雄さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第3号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて諮問第3号の質疑を終結いたします。

これより諮問第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

議長(森下 直君) これより諮問第3号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて諮問第3号の討論を終結いたします。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第9 議案第66号 みなかみ町町組集会施設新築工事請負契約の締結について
議案第67号 平成24年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(8

t 級) 購入契約の締結について

議長(森下 直君) 日程第9、議案第66号、みなかみ町町組集会施設新築工事請負契約の締結について及び議案第67号、平成24年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(8t 級) 購入契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第66号及び議案第67号について、いずれも契約締結に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第66号でございますが、これはみなかみ町町組集会施設新築工事の請負契約を締結しようとするものであります。6月4日に条件付き一般競争入札に付した結果、1億4,175万円で群馬県利根郡みなかみ町後閑84番地3、増田建設株式会社、代表取締役、増田文明が落札いたしました。当該者を契約の相手方として請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号でございますが、今回購入予定の除雪ドーザは、平成5年度に購入し、新治地域で使用しております除雪車を更新するものであります。国土交通省からの機械購入費補助を受け整備するものであります。平成24年6月4日に指名競争入札を行った結果、1,102万5,000円で群馬県高崎市正観寺町1171番地、株式会社KCMJ群馬営業所長、泉山将人が落札いたしました。当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第66号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番阿部賢一君。

5番(阿部賢一君) 議案第66号について、質問させていただきます。

町組の集会施設ということなんですけれども、集会施設というか、集会所というと、イメージ的に何と申しますか、1億4,000万という金額がかなり高額のようなイメージを受けるんですけれども、建物自体がどのような建物で、1億4,000万もかかる必要な建物なのかどうか、どのような形の建物なのかというものを説明お願いします。

議長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) お答えいたします。

町組集会施設につきましては、構造的にはS造(鉄骨造)の2階建てでございまして、集会所施設については平家建て、それに併設といいますか、一体的につくるわけですけれ

ども、消防小屋の消防施設が2階建てとなっております。町組区につきましては、およそ490戸の世帯がございまして、それに見合ったものをということで、地元の要望等もありまして、これら1億4,000万からのものを建設する予定でございます。

以上です。

議長（森下 直君） 10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 10番です。関連するんですけども、土地を含めた総事業費というのと、それから大きさ、平米を教えてください。

議長（森下 直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えします。

申しわけありません。ちょうど手元に土地の主要価格を持っておりませんので、後ほどご報告申し上げます。建物につきましては、先ほどの落札金額でございますが、面積につきましては集会所施設と消防施設の延べでございますけれども、491.06平米、坪数にして148.8坪でございます。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 予定価格と入札業者名と、それからその入札価格をお願いします。

議長（森下 直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えいたします。

予定価格につきましては1億4,000万円です。予定価格につきましては消費税抜きのものでございます。入札額につきましても税抜きものを申し上げますので、よろしくご願いたします。

増田建設株式会社1億3,500万円、イズミ土建株式会社1億4,500万円、キムラ建設株式会社1億4,200万円、キヨタケ建設株式会社1億4,900万円、スダ建設株式会社1億4,000万円、落札率につきましては96.4%です。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

次に、議案第67号について、質疑ありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 10番。平成5年に購入したドーザというのは、どういう扱いをするのか。交換契約なんですか。

議長（森下 直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えいたします。

これにつきましては、新治支所管内で使用していましたがございまして、新しく

更新するものですが、現在使っているものについては管理がえをして、違う路線で使うか、または委託業者等に機械対応していく予定でございます。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 10番です。この予定価格と入札業者名と入札価格をお願いします。

議長（森下 直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 予定価格につきましては、消費税抜きで1,100万円でございます。

落札額についても1,050万円です。入札業者それぞれを申し上げますが、株式会社KCMJ群馬営業所1,050万円、小松建機販売株式会社関越カンパニー1,051万3,000円、日立建機日本株式会社沼田営業所1,062万円、キャタピラーイーストジャパン株式会社群馬支店1,085万円。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

議長（森下 直君） これより議案第66号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。

議案第66号、みなかみ町町組集会施設新築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、みなかみ町町組集会施設新築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長（森下 直君） これより議案第67号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。

議案第67号、平成24年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（8t級）購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、平成24年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（8t級）購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 みなかみ町暴力団排除条例について

議長（森下直君） 日程第10、議案第68号、みなかみ町暴力団排除条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第68号、みなかみ町暴力団排除条例についてご説明申し上げます。

群馬県では、暴力団による不当な影響を社会全体で排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、群馬県暴力団排除条例を制定、平成23年4月1日から施行しております。これに伴い、町においても群馬県や警察、また他の市町村と一体となった暴力団排除活動が推進できるよう町の条例を制定しようとするものであります。

内容は、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないを基本理念といたしまして、町、町民、事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策として、1つとして、暴力団員等を町が実施する入札に参加させない。2点目として、暴力団の活動を助長させるような町有施設の利用を禁止する。3点目といたしまして、暴力団の威力を利用することや暴力団員等への利益供与の禁止などを定めようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第68号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） 現状よく行政介入暴力ということが以前から言われていますけれども、町において過去そういう事実はあったのかという点が1点。もう1点は、暴力団を排除すること、しかしながらだれが暴力団員であるかという情報を、警察からの情報提供を受けられるのかどうか、その点について2点お尋ねします。

議長（森下直君） 総務課長、お願いします。

(総務課長 篠田 朗君登壇)

総務課長(篠田 朗君) 1点目の行政の介入というのは、今までかつて、私の経験している中ではありません。それと警察の協力ということなんですけれども、一応この条例を制定したと同時に、この管轄は沼田警察署になるんですけれども、沼田警察署と同意書というものを取り交わします。その中に、例えば入札するときこういうものがあつたらどうしようかということで、意見聴取書というのを警察のほうに提出します。それによって警察のほうでそれに基づいて回答いただくことになっております。

暴力団というのは、要は警察のほうで団員名だとか、そういうものを全部把握してということなので、暴力団の定義としましては、警察のほうで暴力団として指定しているもの、また団員として指定しているものというものがあつたということになります。それについてこちらからの問い合わせに対して情報提供してくれるということになります。ですから、繰り返しますけれども、警察署長と町長の間で合意書を結んで推進していくということになります。

以上であります。

議長(森下 直君) ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 10番。ほかの町村も結んでいるということがあつたんですけれども、具体的にはどういうことをやっているのかということ、ほかの町村はしているのかということを教えてもらいたい。例えば、町営温泉などの規則を見ると、入れ墨をしている人はだめですみたいなものがあるんですけれども、そういうのはどうやって対するのかということになります。

議長(森下 直君) 総務課長。

(総務課長 篠田 朗君登壇)

総務課長(篠田 朗君) 先ほど質問ありました入れ墨だとかというのは、この条例自体では特に指定してないんですね。要するに暴力団の排除ですから、暴力団に登録している人を見ていくということなので、各施設で入れ墨しているだとか、そういう部分については、町営施設は多分ないのかなという気がしますが、ほかのところも特に聞いてないんです。他の町村の制定状況なんですけれども、一応利根・沼田の町村は同じ6月議会に上程してもらって、7月1日から施行というような段取りでいます。

県内でも、町村では23町村あるんですけれども、市のほうはちょっと把握してないんですが、ほとんど本年度中に制定して、遅くとも来年の4月1日からは施行になるという話を聞いています。

以上です。

議長(森下 直君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第68号、みなかみ町暴力団排除条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、みなかみ町暴力団排除条例については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第69号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 みなかみ町印鑑条例等の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第11、議案第69号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第71号、みなかみ町印鑑条例等の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。

町長より、提案の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第69号から議案第71号まで、3件の条例改正議案について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第69号についてでございますが、平成22年に所得税法の一部が改正され、年少扶養控除の廃止、並びに16歳から18歳までの特定扶養控除が廃止となり、平成24年度分の住民税から適用となります。この税制改正に伴い、群馬県福祉医療費補助金交付要綱が改正されまして、平成24年8月1日から施行されます。改正の主な内容は、福祉医療費の対象であります母子家庭及び父子家庭が税制改正されなかったとみなして、所得税額がゼロ円となる場合は、所得税が課せられていないものとして、従前どおり医療費補助の対象とするための改正でございます。

次に、議案第70号についてご説明申し上げます。

みなかみ町学童クラブの運営を指定管理者に委託することが可能となるよう、現行規則で定めております保育料を条例で定めようとするものであります。なお、指定管理者は保育料の額の範囲内で利用料として管理者が徴収できるという改正についても、その中に加えております。

次に、議案第71号についてご説明申し上げます。

我が国に入国在留する外国人が年々増加していることにより、日本人と同様に外国人住民に対して基礎的行政サービスを提供する基盤となります制度の必要性が高まり、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに入管法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に交付され、平成24年7月9日に施行されることとなっております。新しい在留管理制度がスタートいたします。

このことに伴い、条例で表記しております外国人登録等の削除や文言の整理のため改正するものであります。印鑑条例のほかに課の設置条例、手数料徴収条例、出産祝金支給条例、狂犬病予防及び動物愛護に関する条例を一括して改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第69号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 10番です。69号の福祉医療の支給条例なんですけれども、年少扶養者控除というのが38万円で、あと特定扶養控除の上乗せ分が25万円ということで63万円が控除できなくなるというか、控除からはずされるということで、税率5%とすれば3万1,500円の所得税がふえるというふうに計算できるんですけれども、例えば3万1,500円というふうに計算されても、この条例についてはゼロということの理解でよろしいのでしょうか。

議長（森下 直君） 福祉課長。

（町民福祉課長 青柳健市君登壇）

町民福祉課長（青柳健市君） お答えいたします。

今回の改正については、この改正前に該当になっている方がこの改正によりまして所得税が出て、対象外になるのを防ぐために改正するものでございます。

以上でございます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 69号の福祉医療費というふうなことがあるんですけれども、例えば保育園の保育料も同様な形で年少扶養控除と上乗せ分がなくなれば、所得税がふえるわけですね。そういった場合の軽減措置というのは考えておられるのでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのご質問につきましては、基本的に先ほどご説明しました2点の扶養控除がなくなったことに伴う税額の問題だと思います。医療費の今申し上げましたものについては、県の統一的な取り扱いということで、条例で対象として引き続き医療の補助金を受けられるというふうにしよとするものであります。

保育料等については、現在検討しておりません。つまり扶養控除をなくしたという論理性の中で保育料についてどう取り扱うのか、改めて町として現段階では検討しているところ

ろではありません。すなわち先ほどご説明しました条例については、県の医療費補助等にせぐわせようとするものでございます。保育料については、今のところ検討対象としておりません。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 実際に、こういう影響が出てくるのは、今ごろになって出てみんな知っているということで、各自治体も同じような軽減措置をとるといような形の処置というか、自治体自体でやっているところもあると思うんですけども、できればそのほうにしてみたいなというふうなことがあったのでお聞きしたんです。失礼しました。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ご案内のとおり、保育料等について各市町村ごとに若干の差があるといったようなこともありますので、ただいまご提言を含めて検討していきたいというふうに思っております。現在のところこうだというお答えをしたところでございます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

次に、議案第70号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 10番です。学童クラブの設置運営条例のほうの11条なんですけれども、保育料の範囲内で利用料を定めるということで、例えば1万2,000円というふうな形になっていますけれども、町長が認定して1万円とした場合、保護者は1万円を払えばいいのか、それとも別に2,000円を町に払うのかどうかということなんですけれども、そこをちょっと教えてもらえますか。

議長（森下 直君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 関 章二君登壇）

子育て健康課長（関 章二君） お答えいたします。

11条の利用料の関係だと思うんですけども、町長が適当と認めるときというお話ですので、金額はそのとおり認めれば1万円でもよろしいかと思えます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） そうすると、指定管理者に1万円を払えば、例えばその差額の2,000円はそのまま払わなくてもいいということですか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） この理解でございます。条例で保育料を定めることによって、その範囲内で指定管理者に収受させる、すなわち今ご指摘ありますように、1万2,000円というものは町で定めた額でございますが、指定管理者がそれ以下で運営できるということであれば、その額が保護者の負担になるということでございます。

逆の言い方をいいますと、運営上、1万4,000円が必要だというときに、指定管理者

がどうするかということについては、町に協議して来ることになると思いますけれども、改めてその額については条例で定められておりますので、議会等にご相談し条例を定めなければいけないということになります。お答えになっていきますか。よろしいでしょうか。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

次に、議案第71号について、質疑ありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 10番です。印鑑登録等の条例の改正ですかね、現在の町の外国人の登録数というのはどのくらいなんですか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 23年10月1日現在ということで手元にあります数字によりますと、町に在住する外国人の実態といたしまして22カ国183名という数字がございます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

議長（森下 直君） これより議案第69号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

これより議案第69号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（森下 直君） これより議案第70号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条

例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(森下 直君) これより議案第71号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、みなかみ町印鑑条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町印鑑条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第72号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

議長(森下 直君) 日程第12、議案第72号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について議題といたします。

町長より、提案の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第72号についてご説明申し上げます。

この議案も前議案第71号と同様に、平成24年7月9日からの住民基本台帳の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴いまして、群馬県後期高齢者医療広域連合規約の中で書いております「外国人登録原票」の文言を削除する規約変更の協議を行おうとするものであります。

地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第72号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 変更協議なんですけれども、これは知事の認可を経ないとだめなんですか。それから届出で済むんでしょうか。あと、県内の外国人の登録数があるんですけども、法の適用がずれるんですけども、割合が変わっちゃうんでしょうかね、それとも負担割合が。

議長（森下直君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 青柳健市君登壇）

町民福祉課長（青柳健市君） 広域連合の規約につきましては、関係市町村の同意を得て県知事の許可を得ることになっております。ちょっと負担割合については、手元に資料がございませんので、ちょっとわかりません。後ほどさせていただきます。

議長（森下直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

議長（森下直君） これより議案第72号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

これより議案第72号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第73号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（森下直君） 日程第13、議案第73号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第73号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,819万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億2,639万9,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、子ども手当から児童手当の制度改正により、職員人件費及び児童措置費の予算内において、組み替え措置を行いました。また、児童手当関係以外の主なものとして、2款総務費では1項総務管理費624万7,000円の増額はホームページ管理運営事業130万2,000円、友好都市等交流実行委員会補助金150万円及び街路灯等省エネルギー化促進事業費補助金150万円が主なものであります。

3款民生費では、2項児童福祉費130万円の増額は、訪問事業のための車両購入を行う児童虐待防止対策緊急強化事業であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費319万5,000円の増額は放射性物質の空中線量測定や食品の簡易測定を行う放射線量低減対策事業で、2項清掃費1,190万5,000円の増額は、放射性セシウム濃度が基準値を超えた脱水汚泥の処理を行うし尿浄化槽汚泥処理事業であります。

6款農林水産業費では、1項農業費7,448万4,000円の増額は、小規模土地改良事業605万7,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業1,242万4,000円及び農業体質強化基盤整備促進事業5,500万円が主なもので、2項林業費200万円の増額は放置竹林の伐採を推進する有害鳥獣侵入防止対策事業であります。

7款商工費では、1項商工費1,352万8,000円の増額は、住宅新築改修等補助金1,000万円及びポイントカード事業の町内一本化を図る商店街活性化支援事業補助金352万8,000円で、2項観光費634万円の増額は訪日外国人対応の観光案内機能の強化等を図る国際観光振興事業311万2,000円及び児童の体験学習等の教育旅行誘致事業322万8,000円であります。

8款土木費では、2項道路橋梁費500万円の増額は、橋梁の長寿命化を行う橋梁維持管理事業で、4項都市計画費2,000万円の減額はまちづくり交付金事業1,000万円及び道整備交付金事業1,000万円の減額であります。

11款災害復旧費では、2項土木施設災害復旧費900万円の増額は、町道湯原中道線及び町道青石恋越線の災害復旧工事であります。

13款諸支出金では、2項都市開発公社費2,520万円の増額は、うららの里販売促進に伴う臨時職員人件費及びパンフレット作成等に関する土地開発公社への販売促進補助金であります。

一方、財源となる歳入補正の主なものとしては、国庫支出金1,842万3,000円の減額は、子ども手当負担金が主なものであります。

県支出金7,557万7,000円の増額は、農業体質強化基盤強化促進事業補助金4,400万円及び緊急雇用創出基金事業補助金1,063万7,000円が主なものであります。

繰入金8,356万5,000円の増額は、財政調整基金繰入金8,102万円、スポーツ健康まちづくり振興基金繰入金54万5,000円及び有害鳥獣対策基金繰り入れ

200万円であります。

町債180万円の減額は、まちづくり交付金事業の合併特例事業債及び道整備交付金事業の過疎対策事業債の減額が主なものであります。また、債務負担行為につきましては、土地開発公社が行う借入金に対する債務保証であります。

以上が補正予算の概要であります。よろしくご新規の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第73号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

議長（森下 直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 失礼します。先ほど町組集会施設の契約の締結のときの原澤議員のご質問の中で、用地費についてでございますが、公社より2,896万6,494円で用地を取得してございます。

以上です。

議長（森下 直君） これをもちまして暫時休憩させていただきます。10時30分から再開いたします。

（10時12分 休憩）

（10時29分 再開）

議長（森下 直君） 再開いたします。

議長（森下 直君） 先ほどの原澤良輝君の質問に対して、町民福祉課長より答弁したいと思いますので、先にお願ひします。

（町民福祉課長 青柳健市君登壇）

町民福祉課長（青柳健市君） 負担金の関係でございますけれども、25年度の負担金割合につきましては前々年度の年度末3月31日を基本として負担金のほうが決定されますので、今回の改正によりまして25年度につきましては、現在の住民基本登録者数で行うということになります。

制度改正がされた場合に、今後残留期間3カ月以下の方については、住民票が起きません。また不法滞在者につきましても、現在は外国人登録者数に含まれますけれども、住民票が起きないという関係で、恐らく人数が減少するというふうに予想されるということ

ございます。

以上でございます。

日程第14 一般質問

通告順序1 6番 林 一 彦 1. まちづくり交流課設置の意図・経緯・展望について問う。

議長（森下 直君） それでは、日程第14、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は3名の方の質問を随時許可いたします。

まず、6番林一彦君の質問を許可いたします。

林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 6番林一彦です。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問につきましては、まちづくり交流課設置についてであります。

本年度4月よりまちづくり交流課が設置されました。上毛高原駅に隣接する観光センター2階に地域振興グループと商工振興グループ計12名体制でまちづくり交流課がスタートいたしました。この課設置につきまして、どのような経緯と目的があったのか、そして総合政策課より地域振興グループを、観光商工課より商工振興グループを引き抜いた形で新しい課になりましたけれども、その理由についてお伺いいたします。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） まず、まちづくり交流課の構成についてご説明いたします。あわせて、観光課との業務分担につきましてもご説明させていただきたいと思っております。

みなかみ町の課の設置条例の一部を改正する条例を3月議会に提案し、ご議決いただいた際に、その目的、意図につきましては、提案理由説明、あるいはご説明に対する答弁ということでお答えさせていただきましたが、改めまして4月に発足し、1カ月半を経過した現時点でお答え申し上げたいと思っております。

まず経緯、考え方でございますけれども、これまでの観光商工課につきましては、観光振興、商工振興及び交流の一部を含んでおりまして、非常に幅広い分野、並びにみなかみ町の特長からいって非常に活動の範囲が広がっております。そのようなことを受けることと、一方、全体的な経済状況につきましては、世界的な景気の低迷、あるいは原発事故の影響等によりまして日本経済が非常に厳しい状況が続いており、町内の企業への影響が危惧されておりますし、特に最近につきましては、欧米の経済不振が懸念材料となっております。円高ドル安、ユーロ安が長期化しております。国内の輸出産業を中心とし

て非常に厳しい経済状況になっております。

このような世界経済の影響も町内の観光や、あるいは商工業にも大きく影響してきておるといところでございますので、観光関連の事業所を含めました町内の商工業の振興策を充実させるということは急務であると考えたところでございます。

したがいまして、集中的に産業振興及びそれに連動したまちづくりに取り組む組織が必要ということで、観光に特化して取り組む観光課の観光に対する強化ということと合わせて、まちづくり交流課を設置し、交流を切り口としたまちづくり並びに産業振興を担当させるということで、課の新設をしたところでございます。

「まちづくり」という名前が入っておりますので、まちづくりは非常に幅広くございます。例えば、道路や施設を整備することから、行政区であるとか、各種地域づくり団体の活動支援、その領域が非常に広範囲でございます。あえて言わせていただきますと、役場全体でみなかみ町のまちづくりを担っているという見方もできると思います。特にその中で、交流課に所管させようとするものについては、町の人たちあるいは町の外部の人たちと協力、協働してさまざまな活動を行って地域を元気にするという面を強調したいと思っております。また同時に、それらの取り組みを地域経済の成長につなげていきたいというようなことでございます。

したがいまして、商工部門の振興、特に商工会と連携した取り組みをまちづくり交流課を拠点として強化していき、業務を担当させていきたいというものでございます。まちづくり交流課を設置した意図、並びに現在始めております活動の考え方というものについて以上申し述べさせていただきました。

議 長（森下 直君） 6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6 番（林 一彦君） 今、町長よりまちづくり交流課設置の意図、経緯、目的等答弁いただきまして、住民との協力、協働というキーワードで、特に商工会との連携もこれからもっと大事にしていきたいというような趣旨のお話をいただきました。

4月から数えて今が6月ということで、設置してから数カ月がたちましたけれども、このまちづくり交流課として現在展開している事業、例えばスポーツパピネス計画ですとか、利根川上下流交流、それからまた中国、台湾、また国際交流実行委員会なども立ち上がっておりますので、その辺の現況、状況についてお聞かせください。

議 長（森下 直君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 先ほどお話しした中で、従前観光課の業務を相当程度まちづくり交流課へ持っていったということを申し上げました。この辺の連携が懸念されたところでありますけれども、まちづくり交流課を観光センターに設置したということによりまして、商工会並びに観光協会及び観光課とまちづくり交流課の連携が非常にうまく動いていると考えているところです。

現在、まちづくり交流課のほうで展開しようとしている事業は多岐にわたりますし、また細かくもございます。担当課長のほうから説明させ、必要であれば私のほうから補足答弁ということにさせていただきます。

議長（森下 直君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） それでは、現在展開しております事業について若干報告をさせていただきます。

まず、利根川上下流交流を含む国内交流でございますが、ご存じのとおり、友好都市としてさいたま市、取手市とおつき合いをしております。特に物産交流を中心に行っておりまして、農業まつり、あるいは利根川河川まつり等のさまざまなイベントに、特に農村公園公社、月夜野は一ベすと、JA青年部及び水のふるさと等が参加をさせていただいているところでございます。

これらの物産交流は、これまでも行ってきましたが、一昨年まで町職員が主体となって行っておりました。昨年度から物産交流実行委員会を立ち上げまして、各種団体が主体となって参加する仕組みをつくって、実行しているところでございます。実績等を申し上げますと、1年間で10のイベントに参加しまして、売り上げは306万円余りとなっております。物産交流だけではなくて、その他の交流の一例を申し上げますと、取手市からの親子体験ツアーの訪問やつるし雛等を通した婦人会との交流、あるいは議会の皆様会による取手花火大会の参加等々がございます。さらに民間レベルでの利根川上下流交流では江戸川区のなぎさ会と、それから猿ヶ京温泉の地元有志が赤谷湖でEボートによる湖面散策を行ったというようなこともございます。このEボートについては、先週の6月9日に取手市、江戸川からお越しいただきまして、総勢100人が赤谷湖に集まり、自然満喫レース、あるいはスプリントレース、マラソンレースなどを通して、交流を深めたところでございます。

次に、ハピネス計画でございますが、この計画はスポーツ、食、温泉、歴史・文化を通して町民の皆さんはもちろんでございますが、町を訪れるすべての人が笑顔で美しく、健康になってほしい、またいてほしい、そのような思いで議会で議決していただきましたみなかみ町スポーツ健康まちづくり宣言に基づいて、それを具現化するためにつくった計画でございます。

計画の目的は2つありまして、まず1つ目は、スポーツ、食、温泉、文化・歴史に係る取り組みを、特に企業等の外部の人たちの協働により企画立案して、町の中でイベント等を展開していく、いわゆるその機会を少しでも多く提供していくということがございます。2つ目は、この国の取り組みを通して、町の主産業であります観光や農業の経済を活性化する、こういう2つの目的を持っているというふうに認識しております。

現時点では、7つのプロジェクトを予定しております。1つ目は、株式会社デザートとの協働によるスポーツタウンプロジェクト、2つ目は、株式会社ドールとの協働によるビューティアンドヘルスタウンプロジェクト、3つ目は、出版社等メディアと連携した文化と芸術の町プロジェクト、4つ目は、町商工会と連携したみなかみブランドマーケティングプロジェクト、5つ目は、町外のさまざまな人たちとの交流を活用して推進する移住定住プロジェクト、6つ目は、水上町のあすを担う人材を育成する人をはぐくむプロジェクト、そして7つ目は、この計画を通して多くの人にみなかみ町を知ってもらおうみなかみハ

ビジネス計画PRプロジェクトでございます。

全体に共通する部分では、特に企業、自治体、団体、個人など、町の内外の人たちと交流を切り口としてまちづくりを進めるという点でございます。当面は目標期限を平成27年度までとして相手方と合意形成ができた事業から順次取り組んでまいりたいと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、聯合国際学院との交流でございますが、この事業については、平成22年に友好締結を結びまして、事業を展開しているところでございます。昨年の夏は中学生が同学院を訪問して、授業の様子や学校生活を見学するとともに、同学院生のお世話によりまして、学生寮に宿泊しながら、またご案内をいただきながら、ジハイ市や中を訪れましてさまざまな学習を行ってきたところでございます。

また大学側からは、夏の弓道交流と冬のスキー交流に総勢46名の学生がみなかみ町を訪問して、町民との交流を深めているところでございます。特に昨年は、財団法人自治体国際化協会の助成事業を活用しまして、たくみの里の職員を同学院に派遣するとともに、吾校長以下3名を招へいして、さまざまな交流を通した日本国やみなかみ町の歴史、文化について理解を深めていただいたところでございます。

次に、民法の交流でございますが、冒頭町長のあいさつの中にもございましたように、6月6日から9日までの日程で鬼頭副町長と河合副議長に訪中していただいたところでございます。国際都市促進交流会への参加、あるいは外事部、あるいは学事部を表敬訪問するとともに、特に第二中学校、日本でいいますところの高校に当たるところでございますが、ここを訪問して、さまざまな情報交換を行っていただいたというふうに聞いております。これをもとに、同市とどのような交流ができるのかについては今後さまざまな角度から検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、台湾との交流でございますが、これは昨年議会の産業観光常任委員会が2月に台北を訪れていただきまして、その可能性について調査をしていただいたところでございます。3月の定例議会では、委員長から報告書が提出されておりますが、報告書の中では、特に日本におけるみなかみ町の知名度が低く、温泉や自然だけでは台湾の人たちをみなかみ町に呼ぶことは非常に難しい。したがって、日本の文化や生活様式など、さまざまな分野における交流を通してみなかみ町を知ってもらう、そのような取り組みが必要だというふうな意見をいただいております。そのようなことから、先月の臨時会におきまして、訪問調査やモニターツアー等にかかる経費220万円を一般会計補正予算に計上して議決をしていただいたところでございます。

今後の展開としましては、まず台湾から観光局の受け入れの実績がある、具体的には年間2,000人程度台湾からお客様を受け入れております山形県の飯豊町でございますが、そことコンタクトをとって取り組みの調査をしたいというふうに思っています。その上で対象地域や相手方などターゲットを絞って、実際にお客様を呼べるような、そんな仕掛けをしていきたいと。なおその際には、当然台湾等を訪問する必要がありますので、その調査を議会の皆様と一緒にやってきたらいいのではないかというふうなことを考えております。

それから、最後に、国際交流実行委員会ですが、当委員会は昨年の9月に発足し、先ほど申し上げました聯合国際学院との交流事業を中心に活動しております。今年度は当学院との交流に加えまして、たくみの里に設置されます国際交流サロンの運営に町国際交流協会と連携して取り組んでいただくことになっております。

以上が現在取り組んでおります事業の内容でございます。よろしくお願いたします。

議長（森下 直君） 6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 今、町長と担当課長からまちづくり交流課の現在展開している事業について、こと細かく説明がありました。まちづくり交流課ではこの先どのような事業展開を計画しているのか、現在進行中のものの将来展望も含めてここで伺いたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） まちづくり交流課が今準備している事業の説明をさせていただきました。今ご説明した事業を展開していくというのがまず大切だと思っております。それ以外の項目について何点がございしますが、承知している範囲で申し上げますと、昨年度から中野区との交流を展開するということで接触が始まっております。私も訪問しましたし、先方からも来ていただきました。中野区長の田中区长さんが5月においでいただきましたし、4月、5月にかけて教育長、あるいは区会議員の多くの方、そして担当課の職員に複数回にわたってみなかみ町を訪れていただいているところです。

中野区のご希望、区長のアイデアだとか、教育委員会のやりたいこと、あるいは担当課として早急に取り組みたいこと、いろいろお聞きしております。一言で申し上げますと、濃密な交流を重ねていこうということですが、切り口としましては、都市の子供たちにみなかみ町の農村、あるいは環境といったようなことで、体験をベースに子供たちに実感してもらいたいというのが中野区の考え方でございます。当面といたしましては、中野区が協定を結んでおります里まち連携というものの中、今4つの自治体があるようございすけれども、それにみなかみ町を加えるということで動き始めております。

それ以外にも、これから事業展開の中で一番最初に申し上げました交流という切り口でまちづくりに役に立つようなことを展開していきたいということでございます。今、展開している事業、あるいはこれからやろうとしている事業の概要について申し上げましたが、これ以外にも交流という視点から取り組むべき多くの事業があろうかと思っております。この辺につきましては、議員の皆さんからのアイデアをいただきながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願したいと思っております。

議長（森下 直君） 6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） ちょっと関連がありますので、この質問で質問の最後にさせていただきたいと思っておりますけれども、今、群馬県が推奨している多文化共生推進についての考え方を聞かせていただきたいと思っております。今、多文化共生ということで推進におきましては全国の中で群馬県、愛知県がリーダーシップをとって推進しているんだとお伺いしております。多文化共生ということで、国際交流という立場から一歩前進して、地域に住んでいる外国住

民と協働してお互いよりよい豊かな生活を築いていこうじゃないかというような趣旨の展開となっております。

群馬県におきましては、太田市ですとか、大泉町、伊勢崎市にブラジル人、ペルー人などが大変多く在住しているということで、群馬県につきましては最初に太田市、大泉町、伊勢崎市という形で県のほうとしてみれば調査をという形の推進をしておりましたけれども、最近に珍しい地区ということでみなかみ町も調査のターゲットとして動いているんだというようなお話も聞いております。そのことに関しまして、課としてどういった見解を持っているのかということをお願いいたします。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 多文化共生、特に先ほどご説明した中で、国際交流協会と連携して町内たくみの里に国際交流サロンを運営したいということを申し上げました。もう少し幅広く多文化共生ということですか。

実は、多文化共生につきましては、私が県立女子大の事務局長をやっていたときに、県立女子大の動きがあつてというのは言い過ぎですけども、県のほうでも多文化共生室を設置し、そのときにもいわゆる有識者として県立女子大学の教員が加わってありましたし、事務局長でありましたけれども、私もそのメンバーとして入らせていただきました。今ご指摘いただいた大泉町、あるいは太田市、伊勢崎市等々が国内で組織しております外国人集住都市、集中して集まって住むというところで、これの活動にも参画いたしましたし、具体的には県立女子大学に外国語教育研究所を組織しました。その中の一部の活動として、今申し上げました県内あるいは国内の都市の調査、あるいは多文化共生のあり方について提言等も行ってきました。

そのとき、同時に動いていただいていたのが群馬大学で、群馬大学も群馬県は外国人が非常に多いということを含めて、多文化共生のあり方については非常に先見的な取り組みをされておりました。これらが前提でございますが、今ご指摘がありましたように、外国人が集中していわゆる労働者として住むという部分の問題であるとか、解決策、あるいは共生のあり方、これについての研究は進んでおりますけれども、今お話がありましたように、群馬大学のほうでは中山間の地域で集中して住んでいるわけではないけれども、外国人が事業主として積極的にまちづくりに参加している、あるいは地域の経済活動に大きく貢献しているといったような視点から、みなかみ町を調査したい、調査というか、具体的に言いますと、外国人と協働して住んでいき、お互いの能力を発揮するにはどういう支障があるかということについて連携してやっていこうということでございます。

やり方については、先ほど申し上げました町の国際交流協会が群馬大学の多文化共生推進室と連携して、専門家のご指導をいただきながら進めていくということになりますが、当然観光協会であるとか、たくみの里運営協議会、これらの関係者でみなかみ町在住外国人共生地域活性化委員会というものを組織して、多方面からの意見やアイデアを集約しながら、具体的には外国人が参画しやすいようなまちづくり、どういうシステムをつくり上げるか、外国人に対しての生活行政情報の伝達の仕方、あるいは外国人の視点から見たみなかみ町を国内外にPRする情報発信というのはどうあるべきかといったような切り口を

入れながら、具体的活動に取り組んでいただくということでございます。

その中の一つの大きなものが、先ほどお答えしたたくみの里の一角に国際交流サロンを置いて、そこで今申し上げた多面的な方に参画いただきながら、町内在住の外国人の実態の把握のためのアンケート調査であるとか、あるいは情報伝達のための回覧板のシステムと申しますか、そういう情報伝達システム、あるいは通訳だとか、ボランティアの育成、それらの方が集まったワークショップといったような活動をやっていくということで、既に調整をし、これから進めていくところでございます。

今、林議員からご指摘がありましたように、在留外国人だけでなく、外国人にも多く訪れていただき、みなかみ町のよさ、快適な地域というふうに感じていただいて、またそのことが外国からの多くの方が訪れていただく、あるいは外国で活躍されている方のネットワークを形成するといったようなことの波及効果について広がり、夢のあるまちづくりに展開していければ非常に好ましいと思っておりますのでございます。

議長（森下 直君） 6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 今、町長のほうから新しいまちづくりに邁進していきたいというようなお言葉を聞きました。みなかみ町民は新しくできたまちづくり交流課に大きな期待をしていると私は推測しておりますけれども、また新しい課につきましては、本当にどきどき、わくわく、町民みずから参加する事業展開を期待したいと思います。

そして、町民が多岐にわたり豊かになること、そして新生まちづくり交流課の発展を期待させていただきまして、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

議長（森下 直君） これにて6番林一彦君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（10時56分 休憩）

（10時57分 再開）

議長（森下 直君） それでは再開いたします。

通告順序2 11番 島崎 栄 一 1. 家庭用ゴミ袋について

議長（森下 直君） 次に、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 通告に従い一般質問いたします。

2年ほど前から65歳以上の高齢者世帯に家庭用ゴミ袋を無料で配るようになりました。これはとてもよいことで、喜んでいる人がたくさんいます。高齢者の収入は年金に限られる人が多く、その年金額が少ない人もいます。国民年金の平均支給額は月に4万8,000円ほど、これで1カ月暮らすのはなかなか大変です。20枚1,400円、1枚70円のごみ袋代は高く感じたいでしょう。そもそも全国的には、みなかみ町のごみ

袋に負担金をかけて高くしている自治体は約3割ほどと少数派です。大多数は沼田市や前橋市のように実費のみで1枚10円ほどと、みなかみ町の7分の1の値段です。この春行われた昭和村村長選では、当選した堤さんは家庭用ごみ袋の値下げを掲げていましたので、昭和村も下がりそうです。

町は、住民から住民税、固定資産税等を集め、公共のサービスを町民に提供しています。基本的には法で決まった税収の範囲でやりくりして、行政を行うべきです。ごみ袋の負担金はいろいろ理由をつけても、実質的には追加の税金と同じです。払う側から見れば、いろいろ理由をつけられて追加料金をとられるのは嫌なものです。

そこで、スーパーや商店で買い物のときに渡されるレジ袋で家庭用のごみを捨てられるようにしましょう。そうすれば、わざわざごみ袋を買う必要がなくなります。買い物袋として使いごみ袋として使えば、1枚の袋が2回役に立ち、無駄がありません。わざわざ捨てるための袋をつくり、その袋を買ったり、配ったりして捨てるのはもったいないことです。

現在、高齢者世帯に無料で配っている袋の大きさは、レジ袋と大差ありません。それでももっと大きなごみ袋を使いたい人もいますので、今の町のごみ袋もそのまま販売し、無料のレジ袋との差をなくす意味でも、1枚10円の実費のみ、負担金なしの沼田市、前橋市と同じように値下げしましょう。

この政策を実現するためには、4,000万円の負担金収入が減額となります。それだけの減収は町としては大変でしょうが、住民から見れば4,000万円の減税と同じものです。大変に喜ばれるでしょう。ここ最近の経済不況、収入の落ち込みを考えると、このような特性を行うべき時期です。このところ固定資産税や住民税など、いろいろな税金が上がってきました。少し上げ過ぎました。ここらで修正をしていきましょう。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまごみ処理費について、どのような住民負担があるべきかということについてご質問がありました。このことについては、前鈴木町長ではありますが、20年9月に島崎議員にお答えしております議事録がございます。また、22年6月議会においては、原澤議員に対して私のほうからお答えしております。

ただいまのご質問の中で、これら今まで長の執行に当たっての考え方、これらについて質疑をいただいたわけですが、ただいまのご質問の中の新たな状況ということについて見ると、なかなか以前と違った前提条件というのが聞き取れません。おっしゃっていたのは、昭和村が安くなりそうだということと、収入が全体として減っているという2点だと思います。前回から所見を述べておりますごみ処理に対する従量的負担のあり方については、何ら変わることはありません。

一般質問については、議員として執行責任を持つ長に対して個別の事項、あるいは事業の進め方についての見解を資するというところに一般質問の意義があると私は理解しております。したがって、執行に当たっている長の見解なり所見が提示された後の議員活動としては、合議体としての議会の合意を得るとというのが議員の皆さんのお仕事だと私は考

えております。私も寡聞にして今質問された議員の方が議会の中で合意をつくり上げようという努力、例えば研究会を組織するとか、調査に行くとか、あるいは討論の場を設定するというような議員として議会の合意をつくり上げる活動をやってらっしゃるということをお寡聞にして知りません。

条件が同じ中で再度質問をされるということについては、私は理解できませんが、議長が認め、ご質問を許され、私に答弁の機会を与えられたということですので、これから繰り返しにはなりますが、答弁させていただきます。

まず、奥利根アメニティパークの実績について、22年度数字に置き換えて説明させていただきます。ごみの搬入量については、可燃、不燃、粗大ごみ等で5,950トン、缶、瓶、ペットボトル、古紙等の資源ごみが1,040トン、合計6,990トンの一般廃棄物が排出されております。このうち4,730トンが指定袋で搬入されているところであります。

町指定のごみ袋の値段の設定、一番最初の設定した当初、収集運搬に係る経費についてを目安に、従量的に負担していただくということで設定されておることについては承知しております。これが幾らになっているかということについては、平成22年度のごみ袋販売代金は5,188万円となっております。運搬収集代ということについてだけ言ってみますと6,656万円という状況でございます。したがって、設定されたときの考え方のおおむねの数字ということはそのとおりだと思っております。

ただいまごみ袋の負担金が税金と同じだという言い方をされましたけれども、この収集根拠については、既にご承知だと思いますので、手数料ということで条例に従って設定されているということはおっしゃりますが、ここの説明は繰り返しません。

処理費の総額で申し上げますと、塵芥処理費6,600万円、アメニティパーク管理料5億6,000万円、これを合わせまして6億2,600万円となっております。このごみ袋の有料化の目的については、再々ご説明しておりますけれども、ごみの排出量を抑制するというのも大きな目的で、排出量の実態に応じた負担の公平化というものを図っていく必要があるだろうという視点から設定されております。

したがって、どこの町が幾らだから幾らにしなければいけないということとは全く違うということについては、再々見解を申し述べているとおりでございます。ごみの減量につながっているというふうにも思っております。もしご指摘なのであれば、ごみの減量化に全く役立っていない、ゼロ円のごみ袋でも同じ量しか出てこないんだということをご証明していただき、そしてまた議会の総意になれば、ごみ代がゼロになることについては一向に支障がない。前回も申し述べたとおりの見解を持っております。

したがって、ごみ袋の有料化については、先ほど申し上げました排出量を処理費等々で割りますと、一つのごみ袋に10キロ入るとすれば、一つのごみ袋の処理が約800円の処理費がかかっています。それに対してごみ袋代という形で従量的な負担をいただいているのが70円でございます。したがって、計算すると、8～9%の負担率ということになると思います。

いろいろ町が税金を使って行政サービスを行っていく、その中で多くのサービスを受け

る人に受益者負担の形で負担いただいているというものが幾つかございます。その中で、1割以下の従量的負担というものについては、他の支援制度、あるいは行政サービス提供に比べて低い数字となっているというふうに理解しております。

したがいまして、ごみ袋の現在の40リットルのものが70円ということについては、適切な負担率だというふうに考えておりますし、これは前回申し上げたとおりでございます。あえて申し上げますと、現在、町の方々が分別し、そして多くの場所でごみ袋の名前を書き、分別、あるいは処理に対して責任を持って協力していただいています。住民の協力は不可欠です。名前も書かない、どんな大きさでもいい、どういう形でもいいという買い物袋、レジ袋が使えるということによって、今の状況よりもよくなるというふうには思えませんので、ただいまあえて申し上げる新しいご提案と見られる、どこでも使っているレジ袋にごみを入れて出せばいいではないかということについては、好ましい方向だというふうには認識しておりません。

以上、再々答弁でございます。

議長（森下 直君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） いろいろあるんですけども、予算面から言いたいんですけども、住民から見れば安いほうがいい、それは当たり前です。町の予算の関連で4,000万からの金がどうなのかというところ、今、町長が全部で6億2,600万円、ごみ処理等に使っているということなんですけれども、大きなことと言いますと昭和村、沼田市、川場村は組合で合同で外注したところのごみ処理場で燃しているんですよ。その処理費が聞いてみたところ、昭和村がくみ取りの処理も含めて燃やすごみとして2,500万円負担金、川場村が1,200万円、それに対してみなかみ町は石川島播磨に燃えるごみの処理の委託料として2億2,000万円払っているということで、昭和村はみなかみの3分の1の人口ですから、2,500万円の3倍で8,000万円、7,500万円で燃えるごみとし尿のことまでやってもらっているというのと同じ。

それに対して、みなかみは燃えるごみだけで2億2,000万円、ほかにし尿で五、六千万円かかっていますから、要は昭和村、川場村とかの負担金の割合で言うと、倍以上という状態です。もし昭和村、川場村、沼田という共同方式で同じようにもしやっていたら、1億円以上今より安い。ですので、袋代の4,000万円を取らなくても十分財政的におつりが来るということです。

今現状見ますと、アメニティは焼却していない。本来は焼却するはずなんですけれども、壊れて直すほうが高いので燃していないとことで、2億2,000万の委託料の中から石川島播磨がトン2万円払って茨城に持っていつているようですけれども、そういう状態。沼田市のほうの共同組合の焼却場も大分古いそうです。大分補修もしなくちゃならないだとか、古いので、建てかえという話も将来出てくるんじゃないかと思えます。

そういう中で町長は、同じような質問だと言うんですけども、いろいろ調べてみて、これはやっぱり一般質問したほうがいいと思ひまして、今からそういう古くなっている沼田、昭和村、川場の組合の焼却場に混ぜてくれと、新しく建てかえる場合になるのか、も

しくは今でも混ぜてもらえるかわからないですけども、そういうことによって経費を節減できるんじゃないか。そのことによって住民負担が軽くなれば、これは本当にいいことですよね。

物事には準備とか時間が必要なので、沼田市、昭和村が古くなったから建てかえるんだということになって、3つでやるんだと決まって、後から入れてくれなんていう話よりは、まだそういう話が立ち上がらない段階から、将来を見据えて長期的な計画の中でみなかみ町もぜひ仲間に入れてもらいたいと、人口もみなかみも沼田も減っているみたいなんですけれども、そういう中で経費削減して住民負担を軽くする、これは本当にいいことなんだと思います。

ぜひその辺の沼田市と相談するかどうかというのを検討してもらいたいんですけども、どうでしょうか。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） ただいまのご指摘の中で、ごみ処理が広域組合でやっている、これについては現在のアメニティパークについてもそのとおりでございます。皆さんご存じのとおりです。西部3カ町村が共同でごみ処理をやるとういうことでやったわけでございます。今ご指摘のあった沼田の施設が川場と昭和村が一緒に使っているというのと全く同じような形ででき上がっているわけです。これができてもう10年以上たっていますけれども、その時点での考え方、つまりRDFの形で焼却せずに環境に配慮しながらごみのゼロエミッションということで、新しい処理形式を採用したと、それはその時点での優れた判断であったんだろうと思います。

端的に申し上げますと、燃やしていないということがありますので、これだけ全国から求められている被災地における瓦れきの処理、やるのが適切かどうかという判断の前に、それができない施設です。それからもう一つ、宮崎で口蹄病が起きたときに、燃やすという形でないとなかなか処理が難しい、あるいは鳥インフルエンザが起きたときどうなんだということ、現時点で新たに判断するとすれば、どういうごみ処理場が適切なのかということ、現時点で判断するとすれば、今、みなかみにあるアメニティパークの処理とは違う形が選択できるんだろうと、これはあると思います。

しかし、現在の施設が使い始めて一部壊れて直しながらとこともありますが、全面的に直すべきなのか、今のをもう少し使うべきなのか、もう少し冷静な各種のデータを取り、修繕費、あるいは新設の場合どうなんだという判断をする必要があろうと思っています。

まず1つとしては、全く新しい処理施設をいつかの時点でみなかみ町、つまり旧の西部3カ町村と同じエリアで検討するというのが一つだと思いますし、今、島崎議員からご指摘がありましたように、沼田にあります処理場が修理なり、あるいはつくり直すという計画が検討されたときに、みなかみ町分についても、その中で一体として広域組合の形でやっていただくのが適切なのか、それは皆さんとご相談しながら判断していく必要がある事項だと思っています。

当面、現在のところ、アメニティパークができ上がってから、まだその施設が全部使え

ないという、いわゆる耐用年限が来ておりませんので、現在の施設を使い続けるという形での行政展開をしていかざるを得ないと思っております。

今、ご指摘のありました沼田の施設が改修なり、新設という話が出たときにどうするんだということについては、これはアンテナを高く張りまして、必要なときには情報をとり、なおかつこれについては、町の皆さん、議員さんを初めとして、情報提供する中で、意見交換させていただければありがたいと思っております。一言で言うと、もしそういう事態になれば全面的に拒否するというのではなく、対応策の一つとして十分検討していきたいというふうに思っています。

議長（森下 直君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 検討するという話で、それでいいんですけど、どうもやはり施設というのは、経済性を考えたときに、規模というんですか、だから人口1万人で1個ごみ焼却場をつくるよりは、まとめて10万人でやったほうがコスト的に安くなるみたいな、そういうところはどうもあるみたいで、国は、どうもこれから新設するごみ処理場については、人口10万というのをどうも考えているみたいですね。

だから、国の補助なしに全部一般会計でみなかみ町でつくるというのならあれですけども、何十億もするものをそうやるよりは、やはり合理性を国が進める中で、10万人という単位、というやっぱり利根で一つということになると思いますけれども、そういう中で合理的な行政をして、住民負担を軽くするという方法、国も言っているようです。

ですので、みなかみ町で独自でやるか、それとも沼田とやるかという、検討するという前に、国の方向性がそういう方向ですので、今からその辺の情報収集も含めて、今後はみなかみ町で独自にごみ焼却場をつくるというのはほぼ難しいだろうという中で、沼田も老朽化が相当しているという話ですので、アンテナを張るということですから、ちゃんとやってもらえればと思います。情報交換、市長ともいろいろ話をしてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

それから、大きな話で言うとそういうところなんですけれども、細かいところで言うと、ごみの減量になっているというふうに先ほど言いましたけれども、じゃ、現状はどうなんだと、どうやって減量しているんだということなんですけれども、燃やしています、庭で。庭で燃やして減量しています。それから、川に捨てていますね。そうやって減量しています。山に捨てています。川に捨てているのは、スーパーの袋でぼんぼん捨てる人もいますし、それから山には紙おむつ等を捨てている人がいますし、燃している人はいっぱいいますね。それからさらに言うと、沼田市の袋を買って、娘が沼田にいるからということで、沼田まで持って行って捨てている人もいます。そうやって減量している。

もちろん生ごみ等をちゃんと堆肥にして減量している人もいますし、まじめにちゃんとやっている人もいますけれども、そうでないような状態も今見えて、それで、野山に散らかったものを片づけるコストというのを考えると、野山に散らかさないでくれ、年金暮らしで大変なんだけれども、スーパーの袋でも捨てられますし、袋も安くするからちゃんと捨てて、野山をきれいにして、あと庭でも燃さないでくれということを指導すべき時

期なんじゃないかなと思います。それについてはどうですか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） まず最初の点からお答えさせていただきます。ごみ処理については、焼却施設の能力、規模、取り扱い方、時代によって大きく変わってきています。ですから、先ほど申し上げた中で、広域の市町村が連携してそのときにごみ処理場の施設整備について国が補助を出すという形であるのは承知しています。

したがって、みなかみ町という形になってから整備をすれば、自治体単位としては1つになりますので、国からの補助金、交付金等を取るのに難しい。現在の制度で言うところのそういう状況になっている、これは承知しているところです。ご指摘とおりであります。昔でいえば、3町村の連携の施設だったけれども、今はみなかみ町一つの施設である、更新するときはどういう手段をとるべきか、これはこれであると思います。その点はそのとおりでありますし、それらの国の考え方というのは変わってきたのも、ごみ処理の施設の能力、規模というものの合理性が変わってきたということなんだろうと思っています。

1点、利根郡については非常に面積が広いですから、収集運搬費がコストがかかってくるという点は、都市の10万人のところとは若干違う要因というのはあると思いますけれども、これについてはご指摘とおりでありますので、次の更新をどうするんだ、あるいはそれは沼田と連携するののかといったようなことについては、先ほどお答えしたとおり、十分情報収集しながら、また方向性を出すときについてはご相談申し上げます。

次の点でございます。減量に対する1袋70円、高いとおっしゃるということは減量効果があるということだと思いますけれども、減量の方法についていろいろ問題が起きていられるだろう、ご指摘は、前回もございましたし、そのときもお答えしたとおりです。ごみを減量させるには、ごみ袋一つの処理をするのに800円かかるんだから、800円くださいという形であれば、ごみの減量は相当あると思うけれども、そういうことをやってしまうと、今何点かご指摘のあったようなきちんとした形で処理できないところが多くなってきてしまう。それは好ましくない、それはお答えしたとおりです。そのバランスが1割程度ということではいかがでしょうか。前回お答えしたとおりでございますし、今の中で沼田の袋を使っているというご指摘で、これは聞き取り全部出て来ませんけれども、ご指摘の部分については沼田境の一部にあると、これは調査というものでもないですけれども、事実として聞いております。

ただし、町内全般で沼田にごみを持って行っているから、みなかみ町のごみが1割減っているとか、そういうオーダーではないということだけは確認できております。余り前回の答えと私も変わりませんし、ご指摘も変わってないと思いますので、ひとまずここまでとさせていただきます。

議長（森下 直君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 町長は受益者負担といいますが、スクールバスも同じような状態で、以前は運行費の1割ぐらい、500万円ぐらい徴収していたという中で、9割は税金で運営していたんですけれども、残り1割は保護者に負担してもらったという状態でしたけれ

ども、お金を集めるコスト等を考えれば、500万円を集めるのと集めないのでは、金がほとんど同じだと思うんですね。それで無料化ということで、義務教育だからとことで、遠い家も近い家も無料ということで今やっていますよね。

家庭用のごみ袋のほうも、今9割は税金でやっているわけです。ですから、9割は固定資産税、住民税、地方交付税等でやっているわけです。残りの1割をどうするかという中で、値段は高くしてごみを減らすんだという考えよりは、値段を安くして燃したり、人のまちに持っていったり、山に捨てたりしないでくれという、きれいにしましょうということでやったほうが、散らかっちゃったごみをまた片づけるコストというのも結構高いと思いますので、コスト的にも実は安くすることのコスト負担というのは、本当はないのかなと思います。

住民の協力で名前を書く、書かないという話もありましたけれども、前橋市はスーパーの袋でも捨てられますし、指定の袋がありますし、指定の袋でも捨てられます。両方で捨てられます。指定の袋は50枚500円、だから1枚10円ですね。そういうことをやって、別にあの大都市でできる、前橋という大都市でできることですから、みなかみ町というもっとこじんまりした2万人の町なら、そういう方式、スーパーの袋でも、指定袋でも捨てられるという方式でもちゃんと行儀よくできるんじゃないか。もし名前を書けというのなら、別にスーパーの袋で捨てる時も名前を書いて出せばいいわけですし、今現状は、黄色い袋の中にスーパーの袋にごみを入れから、また黄色い袋に入れているということですから、やればできるんじゃないかと思いますけど。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） 先ほどからお答えしていますように、1袋70円だけれども、この処理に800円かかっているよということを意識していただくのが必要だろうと、前から申し述べているとおりです。ですから、今おっしゃっているのは、どこの袋であっても、その中に例えば10キロ詰めていれば、これは800円かかるんだよと、1キロ詰めれば80円かかっているんだよという意識がみなかみ町町民がみんな持つてくれるんだと、だからどれで捨ててもいいんだという形で、まさにおっしゃっているように、みなかみ町の人是非常に行儀がいいんだと、変なことはしないんだということであれば、それでもいいと思います。

税のコストの話については、従量的な負担が1割でもそんなに高くないでしょうということをお見解として申し述べているだけです。行政についてコストがかかるのは当然です。例えば、1万円の不納を集めに行くのに人件費は1万円以上かけちゃいけないかと、そんなことはないと思います。行政の公平性を確保するときには、幾ら入ってくるからそれに幾らコストをかけるんだということは違うと思っていますし、何度も繰り返していますように、例えば6億円のごみ処理費、これはゼロでいくべきだと、全町民という言い方はないです、先ほどから何度も言っていますように、町民代表である議会の総意がそうだとということであれば、私は何も申し上げません。それらの活動をぜひ議員としてやっていただきたい、一番最初に述べたとおりです。私も現況に対する見解を申し述べているだけです。

したがって、見解の繰り返しになります。どの袋でもいい、名前を書かなくていい、何でもいから出せということになると、分別が今よりは幾らみなかみの人は行儀がいいと、私はそのことは否定しませんが、とは言っても、今よりも好ましい方向に展開できるというふうに思いませんので、ごみ袋は何でもいいんだという点についてはそうではないんだろうというふうに繰り返し述べさせていただいて、答えというふうにさせていただきます。

議長（森下 直君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 1割しかもらってないんだよと、1割負担だからその分ぐらいはお願いしますよという話なんですけれども、10キロ800円かかっている処理費を、例えばさっき言った組合方式にして利根にまた一つ混ぜることによって400円になれば、400円浮くわけですよ。そうすると、今70円集めているのは全然要らなくなるわけですから、行政としてはそういうことを追求すべきだと思います。

あと、住民負担がいろいろこのところ上がってきたということで、最初に言ったんですけれども、合併前後に高齢者控除というのがなくなりました。それから恒久減税というのを随分やっていたけれども、それも何年か前になくなって、それで実質的な増税。それから固定資産税でいいますと、平成6年には路線価の何%に固定資産税をかけるかというのが、基本的には地方それぞれ独自ということで、新治村は路線価の30%ぐらいを基準に固定資産税をかけていたようなんですけれども、平成6年に国のほうで勝手に路線価を30%だ、40%、50%だとやっている地方がいろいろあるのを、基本的に路線価の70%にしろという指令を出したということで、これは要は30%から70%に路線価の基準から70%を取るとなると、要は30から70というと倍以上ということです。

さすがにいきなり固定資産税、ふたを開けてみたら、去年の倍になっているというんじゃない騒ぎになりますので、緩和措置みたいなのがあって、大体5%ずつぐらいじわじわとここ20年ぐらい上がってきたということで、町の税収38億円の中で、固定資産税というのは25億円で、結構大きな割合を得ているもの、それについて地方で手加減して緩和していただく処置ができなくなって、国の基準どおりに70%いつていることをずっと20年間上がってきた。固定資産税が高い、高いという意見がいっぱい聞こえてきます。そういう中で、それだけ住民は負担が重くなっているということですね。

やはり全国一律で固定資産税取るといっても、物を持っているだけ、建物を建っているだけでは、稼ぎになっていないんですね。そういう中で、田舎というのは都市部と違って経済効率が落ちますので、同じ建物、同じお店をつくっても効率が悪い、そういう中で固定資産税だけでは都市部と同じ基準になっているという中で、負担が重たいので、私の個人的な意見とすれば、固定資産税自身を下げるべきだと思うんですけれども、もしそうやって独自に国の方針というか、国の基準から独自に下げると、地方交付税が減らされるというような状態で、そういうことになると、結局町はできない。

そういう中で、住民負担が重くなり過ぎたのをどう緩和するかという中で、この4,000万円の、別にこれやっても総務省から罰則も来ないし、地方交付税が減らされ

ないものですから、そういうできるところから負担を減らしてやらないと、町民は大変なんじゃないか。今現状の町内の歩いてみて、いろんな商売の話を聞いてみて、そういう町としての姿勢、気持ちがないといけないんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） ただいまのご質問が質問通告の範囲内かどうかについて、私は疑問は感じませんが、これは議場を動かしていらっしゃるの議長ですから、素直にお答えさせていただきます。

固定資産税の問題、固定資産税、我がみなかみ町について、いわゆる事業所得稅的収入が非常に少ない構造になっていますので、固定資産税の總稅收に占めるシェアが高い、ご指摘のとおりです。固定資産税については、町の収入となってきますけれども、固定資産税というものの考え方については、全国一律の税だと思います。それをどこに納めるか、国税なのか、地方税なのかというところで固定資産税の主要部分について、町の稅收になっています。ご指摘とおりです。

これがどの基準でいくべきかということについて、7割なり8割でいくということについて、国の指導あることは間違いありません。これについては、従前自治体によって相当差があったものを、全国一律の固定資産税、入るところはどこかということとは別にしましても、そのことについてあえて言わせると、国の言い方だと「是正してきている」と。それで評価額の7掛けだ、8掛けだということについては、地価が変動しますので、逆転しないようにということだろうと思っています。そのところの見解をお持ちのようでもしようがありませんけど。

4,000万の金が回らないからごみ袋代でもらっているということは違うということとは、何度も繰り返しています。従量的負担が幾らであるべきだ、したがって、今のご指摘で町の経済が大変だと、これはどこの答弁でも申し上げてます。そのことは素直に認めています。その中で何をやっていくべきか、一番最初の林 一彦議員のご質問にも、経済状況は非常に厳しい中で、町の産業を活性化していくのに、交流という切り口も一つでしょう。そのところにもお金を使っています。

だから、ごみ袋代をゼロにして4,000万円をそこに金を突っ込めということについては、従量的負担のあり方と、若干なりともごみ袋の値段をいただいていることによってごみの減量に貢献している、先ほどから何度も言っているとおりです。そこがあると思いますので、町民に対して、町民経済が大変だから、生活が大変だから、素直に認めます。そのことに4,000万を個別に使うべきだという結論を議会でいただければ、その4,000万はもっと直接に支援しても、例えばごみがふえる心配とか、そういうことがない、プラス方向だけの効果として4,000万使えるというところに投入すべきだろうというふうに思っています。

議長（森下 直君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 値段をかけることによってごみの減量に貢献しているという町長の意見につ

いては、繰り返しになっちゃいますけれども、燃すとか、よくない状態の減量というのもあるので、メリット、デメリットある中で、結構デメリットも大きいということです。

あと、議会のほうで決まって決めてくれれば、それに異論はないというような判じだったと思うんですけども、一般質問をすると、基本的には質問者、町長というふうになっていますけれども、こうやって質問する中で、課長も聞いていますし、ほかの議員も寝ている人はいるかわからないですけど、ちゃんと聞いてくれていると思うので、あと議会だよりもあります、町民にも知らせますので、合意形成の補助になると思って一般質問しているということです。ほかの議員にもこれから呼びかけて、住民の負担の軽減等を進めるようにぜひしていきたいと思います。そうすれば、余りこれ以上やっても、また繰り返しになっちゃいますので、以上で一般質問を終わります。

発言の取り消し

議 長（森下 直君） 11番島崎栄一君に申し上げますけど、議場で寝ているとか、そういうことに対してはちょっと訂正をひとつしていただきたいと思います。

11番（島崎栄一君） 取り消します。

議 長（森下 直君） これにて11番島崎栄一君の質問を終わります。
休憩に入ります。再開を1時30分からといたします。

（11時38分 休憩）

（13時28分 再開）

議 長（森下 直君） 再開いたします。

- | | | |
|-------|------------|--|
| 通告順序3 | 3番 中 島 信 義 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区、町民より提出される要望書、陳情書、
請願について、基本的な考えをお伺いし
ます。 2. 駅名変更について町長のお考えをお伺いし
ます。 |
|-------|------------|--|

議 長（森下 直君） 午前中に引き続き一般質問を行います。
3番中島信義君の質問を許可いたします。

（3番 中島信義君登壇）

3 番（中島信義君） それでは、議長より許可おりましたので、町長に一般質問をさせていただきます。通告したとおり2点ほど町長のほうにお願いしておきましたので、1問ずつお願いいたします。

1点目につきましては、ひらがなの「みなかみ町」になって7年目を迎える大きな町、

人口、面積、あるいは道路の長さ等々、かなり全国的にも上位に当たる大きな町になってきております。予算についても、同じ町とすれば、かなり大きな予算ということで出ております。とするならば、この大きな町の住民、町民の方々から、多くの要望書、あるいは陳情書、請願書等々数多くあるわけですが、聞くとところによりますと、ここ3年間でこのみなかみ町に寄せられている、そういった各種の要望書を合わせると、200何十点というふうに出ていると聞いております。その中で、こういった緊縮財政を進める一つの町の執行機関、要望書に対してすべてを要望者、提出された方々の思うようにはなかなかいかないのも現実かと思えます。

その中で、ひとつ一般的に出す要望書を、昔ながらに言うと、提出者の考え方からすると、こんなことをお願いしますという程度のものかという表現は悪いんですが、多分そんなようなことではないかと思われま。しかしながら、要望者にしてみれば何とかしてもらいたいという願いが込められていると思えます。

そこで、陳情・請願はこの後にまた質問させていただきますが、そういった数多く出る要望書について、町長は直に受け取った場合についてはそれなりの判断で返事ができるかと思えますので、まずその点だけお答えいただければと思えますが、お願いいたします。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま要望等についてどうだというご質問がありました。全体でお話しただきました財政の話です。放漫財政をやっているわけじゃないんで、緊縮といえば緊縮なんですけれども、あれもできない、これもできないということではなく、ある程度必要なものについては手当てをしながらやっている。選択しながらやっているということですので、そのことについてのお話だろうと思えます。

要望について、非常に多く出ているというのは事実でございます。前段のほうで申し上げますと、いわゆる請願というものについては、大げさに言いますと憲法16条で何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正、その他の事項に関し平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと憲法に書かれていますし、この憲法で保障された国民の権利ですので、それについては請願法という法律があって、取り扱いが定められておりますし、自治法でも請願については規定されているところでございます。

とは言いながら、請願法も余り詳しいことは書いてなくて、何でも請願できると、国なり県なり、あるいは地方自治体は適切に処理しなさいと規定されているところですが、今お話のありましたそれ以外の要望書、それ以外のものについては陳情というとなえ方が法律用語にはなされているようですし、その中には嘆願書だ、要望書だ、要請書だ等々と書かれているようですが、どう呼ばれておりましたも、いわゆる請願と違って法的な保護を受けるものではないというふうに言われているようです。けれども、現実、具体的に申し上げますと、みなかみ町の議会規則で議長が必要と認めるものについては請願の例によって処理するというので、内容的には議員さんよくご存じのように、紹介議員が必要かどうかといったようなことだけで、実態的には差はないだろうと思えます。

これをどう取り扱っているかということをございますけれども、一言で申し上げると、基礎自治体の役割というのは、住民の公共福祉の向上という一言で多分くられるんだと思います。そのことについては強く意識しながら行政に当たっています。

それで、日常の行政執行の中で、多くの住民から反応が寄せられています。もちろん例えば何かの補助金を出すとか、あるいは何かの行事に参加していただいた方の反応とか、これは具体的な一番重要な反応だと、情報だというふうに思っていますし、今、お話のあったことにいく前に、例えば各種の団体の行事であるとか、あるいはほかの形での懇談会、私個人的に申し上げますと、そういうときに幅広い方から要望をいただくということも行政執行に当たっての重要な情報源だというふうに思っております。

そしてまた、言うまでもないことですが、地域のそれぞれの実情と、それに加えて町政全般の状況、あるいはその辺を把握していただいているということから言うと、町民代表であります議会議員の皆様のご要望であるとか、あるいは執行に対するご意見、これについては最大限配慮すべき重要な情報、本当に大事な情報だなというふうに思っています。

それと比べても、要望を出される方には失礼なんですけれども、あえて申し上げます、いわゆる要望ですね。それについては、議員さんのご意見、考え方に次いで重要な情報なんだらうというふうに意識しています。それをどう処理するかということについて、続けて答弁したらよろしいですか、それとも……

3 番（中島信義君） また後で。

町 長（岸 良昌君） では、ひとまずの答弁とさせていただきます。

議 長（森下 直君） 3 番中島信義君。

（3 番 中島信義君登壇）

3 番（中島信義君） 要望書、陳情書、請願書というふうに大きく分かれている部分、町民にとっては先ほど申したように、要望書については先ほど申した、これは何とかならないかなというような表現にしますと、そうなります。

陳情書、請願書、ここまでいくと、議員も携わってきます。そうすると、これは何としてもお願いしますというような形が請願者、あるいは提出者の思いかと。特に、陳情・請願については、議会の中で受理され、審議され、採択されれば町の執行機関のほうへお願いしますということで提出されていくんだと思います。とすると、一般の町民の方々からすると、要望書を出したけれども、何もないよ、だったら今度は陳情にしましょうと、またその先の請願にしましょうというような話が町民の方からもそれなりの勉強をしていますので、必ず来ます。そうすると、請願については、議員1人以上の紹介が要るようだというので、我々も真剣にその中身について自分なりに審議して、また提出者、並びに提出する団体等と話し合っ、大きな目指すところを認めていかなければ、なかなか請願に署名できないということになるかと思います。

そして、そういった陳情・請願等について、またしても先ほど言ったように、なかなか財政上の問題、また必要性、あるいは緊急性、また優先性、あるいは平等性といったような形でいろんな大きな町の中で、それぞれを検討するのが、町長を初めとする機関かなと

思われます。しかし、出したものについて全部できるというのは、これはないかと思えます。でも、何とかしてもらいたいという、町民からの思いというのは、しっかり伝わっているかと思えます。

そういった中で、議会で採択され、執行機関のほうへ採択された案件についてどの程度といったらおかしいんですが、これは当分できません、これについては、少し工事を手がけているか、調査してみようと、そういうような方向、機関というものがもし存在するならば、ちょっと教えていただければと思うんですが。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのお話で、最初少し固いことを言わせていただきます。議会で採択された請願、この効力はどうかということについては、本質的には採択されたといっても、その願いの意味、この実現について保障するという規定は置かれておりません。しかし、議会で議論した結果、採択いただいたということについては、本日いろんな答弁でも、あるいはあいさつでも言わせていただきましたように、議会の総意ということですから、非常に重いものだと思っております。

先ほど請願・陳情ということではなくても、日常の情報の中においても、議員の方の意見なり、ご判断というものは重視していかなきゃいけない、申し上げたところですが、それが議会の総意として成立しているものが請願の採択ということですから、さらに重い位置づけを持っているという意識はしております。

さて、そのときにこれに加えてどう取り扱っているかというお話でございますけれども、請願についても、陳情についても、あるいは要望書もそうですけれども、文書をもってやっていただいておりますので、どうしても一定の地域的な広がり、空間的と申し上げていいんでしょうか、あるいは理念、気持ち、こういうものがある範囲でとりまとめて文書にしなきゃいかんということですから、意見の一致しやすい範囲の意見集約にならざるを得ない。ある一つのことについて、要望なりというものが出ているということがありますから、全体を広く見回してと、今、公平性等々のご指摘がありました。そういうものが個々の要望書に十分反映されているかということになると、若干疑問というか、そういう限界があるということについても意識しています。それをどう判断するのかということについては、先ほど申したように、地方自治体が行うべきことですから、その中で町、今の「町」という言葉の中には町長と議会という構成があるという意識のもとですけれども、町がやる判断というのは、それぞれの政策なり、政策の必要性と、それぞれの優先順位を明確にするんだと、一言で言っちゃうとそのことに尽きると思っております。

その中で、長というのは町長を代表とする執行機関ということですが、これは執行機関というより執行しています。その中で企画立案等も行っています。それに比べて、議会については、いわば執行にご協力いただいているのはわかっていますけれども、執行権をお持ちでないということで、政策立案に特化している機関だと理解していますので、今申し上げたように、政策の優先順位を判断するというものの重さがどちらにあるかというと、やはり執行部側じゃなくて、合議体としての議会の役割が大きいんだろうというふ

うに思っています。相当個人的な意見は入っていますけれども、そういうことでそのご判断を重視して、町政の執行に当たっていくことが大事だと思っています。ちょっと先ほど申し上げたのと重なってしまいます。

そういう中で、例えばという話ですけれども、区長さん、各区という単位で要望書が出された、それについて区としても並列的に、時系列的に幾つも重なっていたり、同時に何本か来たりします。そういうときには、地域を掌握されている区長さんの判断の中で、どれから先に手をつけましょうとか、その辺の優先順位のご判断が大事だと思っていますし、先ほど言ったことと重なりますけれども、横断的にも、そして地域のこともよくわかっていらっしゃる議員さんにご相談して優先順位を決めると、これも大事だと思っています。

もちろん今、お話がありましたように、これは非常に大事なんだけど、相当準備にかかるのか、大きくなってくると、当面できるものでまず手をつけるということで、優先順位とそれにコストだとか、時間だとかという要因が入って、逆になるということもあろうかと思っています。今までのご質問どう取り扱うか、どういう考え方かといったようなことについては、今申し上げたことで考えております。

議長（森下 直君） 3番中島信義君。

（3番 中島信義君登壇）

3番（中島信義君） 提出者にしてみると、大きな期待感を持って町長初めとする執行機関のほうへそういった願書を提出しております。しかしながら、細かいそういった要望関係についての事案については、担当執行課のほうで年々相当な量をこなしているかと、そんなふうに思います。

やはり陳情・請願になると、少し事が大きいというふうに判断していいのか、そういった部分があると思います。となると、そこには必ずや予算、お金が生まれるということで、お金がついて回ると限られた予算の中でどうしたらいいかという試行錯誤が多分なされると、そんなふうに思います。

一たん陳情なり請願を出すと、しばらく何か町で考えてくれるのかなという判断から、町の体制、これは町というのは、地元、提出者が待っているという体制、その体制でいることは間違いありません。となると、それはどうなっているんだと、我々もよく聞かれます。そういったときに、担当課のほうへ行って「これはどうなっているんだ、どういうふうに検討しているのかね」という話を伺っても、やはりなかなかすんなりと、こうだという返答はもらえませんけれども、そんなようなことをまた地元へ帰って、実はこういうわけだということで、多少かみ砕いた中でお話しさせてもらっています。

やはり地元の住民の方々にすれば、今自分の目の前にあること、多分それに固まっているという言い方をしてもいいかわかりませんが、よそは見えないんですね。よそが見えなければ、自分のところだけ何か町にしてもらおうという形での要望等々を出しているというのが現状かと思っています。それを説明するのが我々の役目かと、そんなふうに思っております。

その辺、一たん提出したけれども、5年、10年、手つかずというのは難しいかもしれ

ませんけれども、そういった部分でもう一度実はこういうのを伺ったけれども、これについてはまだちょっと難しいよと、少し調査なりさせてみようかと、あるいはそういったようなことを地域の提出者のほうへ回答できると大変ありがたいと。

特に、地域から出される提出者のほとんど区長さんが多いんですけれども、区長さんは年々変わってしまうと、その引き継ぎがほとんどなされていないという、ほとんどという怒られますけれども、なかなかなされていないというのが現状かと思います。

何代か変わると、そんなことがあったんだけかという話も聞きます。そうすると、5年、10年前に出した陳情・請願が一たんそこでまた途切れてしまうというような形が多々あると、そのように思われます。いつまでもそういう状態をかかわって何とかしようという町民の方々がいるとすれば、それはまた何年か後にそういう形で要望書を提出ということになってくるかと思うんですけれども、その辺、そういった重大な案件については、そういった何年か後にはそういう提出者、区の代表者の方へこういうのもらってあるけど、今こうなんだよという回答というんですかね、そういうものは今後できるかどうか、ちょっとお伺いできればと思うんですが。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） 先ほどの話に続けますと、議会で採択された請願について、法律上、あるいはその他の実行することについての保障規定がないということを申し上げましたけれども、やはり議会には処理状況についてご報告すべきだろうと、今までできていたかどうか別ですけれども、改めて本日のご指摘を受けてやるべきだと思っておりますし、具体的には処理状況について、一元的に把握するというので、要望あるいは請願等のありましたものについての進行状況について把握して、各原課から、総務課で取りまとめようと思っておりますけれども、このシステムをつくり上げようというふうに思っております。

そしてまた、今、中島議員からご指摘がありました。現実を少し言わせていただくと、区長さんが替られるたびに実現してなくてまだその時期でも必要だというものについては、再度要望書が出てくるという実態が多いと思います。そして重要案件で、5年たってもまだできていないものについては、例えば請願で再度出てくるとか、現実的にはそういう取り扱いを要望者のほうでされていることが多いということもございます。これは事実だけ申し上げさせていただきました。

そしてまた、経費だとか、時間がかかるものについてどうやっているか、どういう差別化しているかということについては、要望書の段階で地域整備課なり、農政課が多いものですから、その辺処理しておりますので、もし必要があれば、具体例なり件数に即して担当課長からご説明させますが、どうでしょうか。

3番（中島信義君） お願いします。

町長（岸 良昌君） ということで、整備課長と農政課長に事例を何点か述べさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（森下 直君） まず農政課長。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） お答えいたします。

農政課関係では、平成21年度から23年度の3カ年で区のほうから117件の要望がございました。内容につきましては、軽微で地域で対応可能な案件から、また補助事業等を活用しなければならない、対応できないほどの規模の案件まで、さまざまでございます。そういった中で、原材料支給等で対応できるというようなものにつきましては、そのような対応をしております、また地域で対応をお願いしているというような現状でございます。

また、地域では対応できない規模の緊急性のある案件につきましては、町の単独による修繕費を対応して、規模が大きく、また事業費がかさむ案件につきましては、事業化に向けての検討を進めているというのが現状でございます。

そのほか、農地有効利用支援整備事業、またきめ細やかな臨時交付金事業、また今回補正にも上げてあります農業体質強化基盤整備促進事業等、国の施策として臨時的に創出される事業がございます。そういう事業を有効に活用して、要望箇所の整備を進めているということでございます。

農政課のほうでは以上です。

議長（森下 直君） 次に、地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） それでは、地域整備課関係なんですけれども、やはり同じ3年間で要望案件、254件ほど提出されております。地域整備課が管轄しております事業に関して、議会の陳情等も3件ほど提出され、採択されております。これらの陳情要望事項につきましては、県にお願いしても事業化がなかなかないといえますか、難しい膨大な事業費を要するものがありますし、また軽微の補修で対応できる、緊急性に対応する必要があるものなど、各種ございます。

このうち、県管理に関するものや県事業でお願いする大規模な事業につきましては、機会があるごとに県にお願いしております。それと町の事業に関するもののうち、道路改良等の国の補助金等を充てないとどうしても実施できないような大規模なものにつきましては、優先順位をつけて実施可能なものを財政状況を考慮しつつ、事業化に向けて考えております。

さらに緊急性の高い、危険箇所や軽微な補修で対応できるものにつきましては、早急な対応をしているところでございまして、例えばですけれども、かつて猿ヶ京温泉やらみなみか所管内のマガタマ線などは、観光面やまた住民生活に欠かすことのできない道路となっておりますので、これらについては、斜面の崩落等時々起きて、要望等が出されております。これらにつきましては、単独費やら補助事業を取り入れながら、落石防止工事等を実施し、安全な通行ができるように努めているところです。

そのほかまた、もっと軽微なもので、法面の崩れ、舗装の穴埋め、横断コウの補修やら土砂上げ等、現在緊急雇用創出事業で臨時職員等がおりますので、臨時職員やらまた担当職員によりまして、直営対応させて、直営できるもの、またできないものもございまして、これについては、地域整備課の予算の中で補修事業等を業者委託をさせて対応していくということでございます。

そのほか地域で道路愛護事業の原材料支給制度等を活用しまして、地域で対応していただけるものについては、できる限り地域でお願いしているところです。いずれにしましても、3年間で254件の要望という膨大な中の処理でございまして、地域整備課内、知恵を絞りながら、できるだけ地域の要望にこたえるよう取り組んでいるところです。

以上です。

議長（森下 直君） 3番中島信義君。

（3番 中島信義君登壇）

3番（中島信義君） 大体内容についてはお聞きできたかなと思います。その中で、ちょっと調べた内容についてご報告だけさせていただきます。

これは、若干古いといっても平成19年の中で、みなかみ町の2万1,000人の人口は全国で161位ということで、かなり上位のほうです。では、面積で言うと全国で16番目という広い面積を持っているみなかみ町です。これを今度は県に置きかえてみますと、人口では約4番目に多い、これは町村です。市は含まれておりません。多い町になります。1位が大泉町、2位が玉村町、3位が邑楽町ということで、4位かみなかみ町です。面積で言うと、本州で5番目に広い町です。もちろんこれは群馬県では一番広い町です。県面積の12%強を持っております。しかしながら、人口はたったの1%しかありません。

そんな広大な土地を管轄している当町の町長初めとする執行機関、みなかみ町には1,125キロという町道が走っております。県道は114.8キロ、国道は67.9キロ、農道についてはたった3キロしかありません。林道は5キロということで、主に町道、これは課長さんに言わせれば交付金のほうに関係するので、町道にしてあるというような表現がなされました。農地につきましては1,102ヘクタール、みなかみ町の780平方キロメートルの広さからすると、農地というのは1.3%ぐらいしかありません。みなかみ町の全体の面積の中の農地というのはそのぐらいしかありません。

そういった広大な土地を管理する町長を初めとする執行機関については大変ご苦労があると思いますが、ぜひとも地域の安心・安全、住民のそういった安全を確保しながら進めてもらえればということで、この辺については第1点目の質問については、これで終わらせていただきます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。これについては、かねがね町長さんなども、本格的な会議の中ではなくて、日常の会話の中で、前から出ておりますけれども、今、みなかみ町にJR東日本の鉄道が2本走っております。上越線と上越新幹線の2本です。1つの町の中に6駅というような形で、かなり多い駅が今存在しております。

上越線が昭和6年に開通して、早80年が経過しました。その後、上越新幹線が80年代に開通しました。この上越新幹線は、今は東京から新潟まで一つのコウテイハイということで上越新幹線というふうにくくられておりますが、資料によりますと、上越新幹線のスタート起点は新宿だと、今もそういうふうになっております。

したがって、東京から大宮までは東北新幹線のレールを使って利用させてもらう、新潟に行って長岡から新潟までは羽越新幹線のレールを使っていると、計画段階ですから、そこをこれからどういうふうに進めるかというのは不透明ですけれども、したがって、今現

在、上越新幹線として本来のレールとすると、大宮から長岡までという解釈になるかと思
います。

そんな中、この当みなかみ町に上毛高原駅という駅がスタート時点からあります。この
上毛高原駅、大変わかりにくい町であるということも、都会の観光客、あるいはエージェ
ントの方々からもそういうお話があると聞いております。上毛高原駅はどこにあるんだい
というような表現も出るそうです。実はこういうわけで、高崎の次が上毛高原駅ですよ、
それを一つ過ぎると、今度は新潟の湯沢へ行ってしまうよと、そんな表現も雑談の中
には出てきます。

このひらがなのみなかみ町になって、もう7年目になります。何とか社会的に知名度ア
ップを含めて、お客さんに親切な駅名として伝えていくには、やはりみなかみ町というひ
らがなの「みなかみ」の駅名をつけたらどうかという、私個人的に強く思っております。

そして、この1つのみなかみ町の中に「水上駅」というのが2つ存在するわけにいきま
せんから、在来線の上越線の「水上駅」を「水上温泉駅」という表現に変えたらどうか
ということになるかと思えます。

なかなか駅名変更については、全国でも何十カ所と議論されているところはあります。
しかしながら、新幹線の駅名変更というのはいまだかつてないと聞いております。それは
ないではないでいいんですけども、何とかその方向を見出し、そして町のトップの町長
さんに所有者のJR東日本に働きかけてもらいたいと、そんな関係方があります。

そこで、JR東日本というか、新幹線のデータについて話をさせてもらいますが、全国
に104カ所の新幹線の駅があります。重複している駅が7つほどあるんですが、その中
で地名を使ってない駅、上毛というのは群馬県の古い地名ということに聞いております。
今現在、上毛というかたちで上毛三山だとか、上毛かるただとか、上毛というのはいろ
ろ使われておりますけれども、現実地名として、個々の地名として上毛というのはいか
と思われま。そういった雑駁な駅名が上毛高原駅だということになるかと思えます。
これを今、ひらがなの「みなかみ町」にあるとなれば、またその関係方、見方、とらえ方
が違って来るかと思えます。

ここ駅名変更をするに至って、単独でやると相当なお金がかかるというふう聞いてお
ります。これを何らかのきっかけ、チャンスにやるとかなり少額になってできるんじゃない
かという話も聞いております。そのチャンスが平成26年春になると思うんですけども、
北陸新幹線が今、長野まで行っております。北陸新幹線が長野まで行っているという
話をさせてもらいましたが、長野新幹線というのは暫定的な名前です。北陸新幹線は高崎
から新大阪まで行くのが北陸新幹線の名称です。したがって、長野まで行っている新幹線
を今2年後に金沢まで延伸、開通させるのがその時期だそうです。

そこに合わせると、多額の費用がかかる駅名変更も、幾らかかるというのは表現できま
せんけれども、かなり安くできるというような話を聞いております。一応その時期を何と
か一つの目安にして、町であり、町の中にあるいろんな諸団体、もちろん議会もそういう
形で仲間に入って、観光協会、商工会等々、いろんな関係団体あると思うんですけども、
何とかその辺を一緒になって結びつけていければと思う次第ですけども、この辺の考え

方について、町長のお考えがもしあればお願いいたします。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 上毛高原駅についてでございます。中島議員も縷縷ご説明いただきました。駅名の変遷、あるいは決定経緯について改めて申し述べさせていただきますが、昭和46年に上越新幹線の計画が発表されてから、駅名決定に至るまで、関係各方面よりさまざまな意見があつて、重要案件として話し合われてきたという経緯については、中島議員もご存じのとおりだと思います。

当初、昭和46年には利根沼田1市8町村でございましたが、奥利根駅という駅名で一本化の方向が出てきておつたと聞いておりますが、翌年の昭和47年に月夜野駅と変わつて同意を凶するという動きに変わってきたようでございます。その時点の話でございますが、旧の水上町では奥利根駅を主張するというようなことで、地域として名前が一本化されなかつたというような経緯があつたようでございます。そのときに県議会では、奥利根駅を採択するというような紆余曲折があつたというふうに聞いております。

そんな中で、上毛高原駅という話ですが、当時の国会議員でいらっしゃいました中曽根康弘氏の提案ということで、昭和56年に「(仮称)上毛高原駅」ということで報道されてきて、この上毛高原駅という駅名に利根沼田地域以外の自治体等が賛成するといったような経緯がある中で、昭和57年に現在の上毛高原駅というものが正式に決定され、開業に至つたというふうに聞いております。

さて、ただいまのご指摘、県内に新幹線の駅は3カ所しかございません。その1カ所がみなかみにあるということですし、観光、そして農業というものを重要産業にしているみなかみ町ですから、みなかみ町の玄関口として非常に重要な現「上毛高原駅」、これを何とか「みなかみ駅」にするということについては、現時点においてはほぼ全員、みなかみ町民の大多数の賛成が得られるのではないかとこのように私も認識しているところです。

そしてまた、これもご指摘がございました、駅名の変更については、先ほどの経緯等がかんがみますと、町内だけでなく、周辺地の市町村、あるいは県内の各方面という方の理解を得ることも不可欠だろうと思っております。

そして、また経費の問題です。経費については、これはだれに聞いても十二分にわかる話ではありませんけれども、単純な駅名変更といつても、例えば時刻表や看板を変更するだけではなくて、JR東日本の運行から営業にかかるすべてのシステムの入替え、あるいは東日本以外の各JRの駅の切符販売のシステムであるとか、旅行エージェントのシステムであるとか、いろんなどころの変更をしなきゃいけないということがありますから、大雑把に10億単位のコストがかかるよと言われております。10億単位というのは、90億なのか、9億なのかわかりませんが、というふうに言われております。

今、ご指摘ありましたように、JR本体が各般のシステム入れかえ等々やらなきゃいけないタイミングということになりますと、この前と言いますと、平成22年12月に東北新幹線が新青森駅まで延伸されたというときに、今申し上げたような関連のシステム等が変更になっていきますから、それと同時にやればコスト自体の負担は少なかったんだろうというふうに思います。ところが、その時点では、時間的制約等もあり、具体的な要望活動

は行っておりませんでした。そして今ご指摘のありました北陸新幹線の開業というタイミングが平成26年度末と言われていました。

この北陸新幹線の延伸というものについては、先ほどお話があったこととかかわってくるわけですが、新潟県が非常に微妙な位置づけになる。新潟市が微妙な位置づけになり、なおかつ北陸新幹線のほうに行くとならぬ新潟県内を通るといったようなことで、新潟県知事の反応が複雑ではあったんですが、いずれにしても、方向性が出て、余りおくれることなく、26年度末の一括開業ということが予定されているところです。

したがって、26年度中という言い方になりますと、残された時間が今から言って2年半ということですから、少し述べてますようにいろいろなことをクリアしていかなくちゃいけないということになると、急いで取りかかっている時期に来ているという認識を持っています。

ということは、取りかかるんなら急がなければならない認識を持っているということは何かといいますと、「みなかみ駅」ということでぜひ「上毛高原駅」を改名してもらって、観光に、あるいは地域を明らかにするという意味で、ぜひやっていきたいことだと、重要な案件だというふうに考えております。

その前提条件とは、いろいろハードルを申し上げましたけれども、まずみなかみ町民が一致して「上毛高原駅」じゃなくて「みなかみ駅」がいいんだということをごきちん取りまとめる必要があるんだろうと思っています。この辺につきましては、議員各位のご協力を得る中で、早急に動き始めていく必要があるというふうに思っているところでございます。

否定的な条件というのは、いろいろあります。新幹線の駅で過去改名したのが1カ所だけで、これも西日本で、全くその地域だけの話じゃなくて、他の要因があってできたんだとか、あるいは新幹線でも、中央線であるとか、青梅線だとか、京王線だとか、そういうところの駅名を変えるのでも相当のコストと期間がかかったといったような諸々がありますけれども、そういう否定的なことよりも、ともかくみなかみ町民全員の意思として取りまとめて要望し、逐一の条件をクリアしていくんだということだ大切だと思っています。

なお、今お話のありました上越線の「水上駅」がひらがなの「みなかみ」と漢字の「水上」で同じになってしまう、これについては「水上温泉駅」と改称していただくということをお願ひすることで解決できるのかなと思っていますし、これもまた推測ですが、みなかみ18湯と言われているうちの非常に多くの最寄り駅が現「水上駅」ですので、駅名を「水上温泉駅」とするといったような選択については、それほど反対がない、逆の言い方をすると、多くの方の賛成が得られるのではないかなという認識を持っております。

繰り返しになりますが、ハードルは高いと思いますけれども、町民の総意で動かし始める時期だし、やり初めなくちゃいけないという認識を持っております。

議長（森下 直君） 3番中島信義君。

（3番 中島信義君登壇）

3 番（中島信義君） 大変前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。我々もそういった一つの方向づけを見据えながら、地域の方々と接して、この名称変更というのを進めていけばということと同時に、今までもやってきましたけれども、やはり先ほど町長が述べたように、いろんな意見が出ていることはあります。しかしながら、我々の意欲と熱意、あるいは誠意といったものを、やはりここにいる議員の方々、あるいは職員の方々含めて、そういったもので一つにまとめていって、この大きな事業をなし遂げられればすばらしいことはないかなと、そんなふう感じております。

どうか限られた時間ということになっております。余り余裕はないわけですので、ぜひとも進められる事項はどんどん進めていくというような形を町長を初めとして進めてもらえれば大変ありがたいなと、そんなふう思っております。

最後に要望事項のような形になりましたけれども、これはみなかみ町にとって大変重要な将来を担う大きな案件ではないかと思われま。何とか町長さんを初めとして、皆さんで協力して、実現に向けて頑張っていければと、そんなように思います。

一応2点、以上をもちまして3番中島の一般質問を終わらせていただきます。

議長（森下直君） これにて3番中島信義君の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程第1号に付されました案件はすべて終了いたしました。

散会

議長（森下直君） 明6月14日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（14時16分 散会）